

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成29年 3月15日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時34分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「組織改革について」

○（総務）総務部副参事

組織改革について説明いたします。

初めに、資料 1、組織改革を実現するために優先して取り組む重点項目をごらんください。

「1 本市が取り組む 5 つの重点項目」につきましては、まず上段中ほどの経緯についてですが、平成 28 年 6 月、原部からの 73 項目の提案を受け、11 月に市長案を定め、その後、ヒアリングを実施し、12 月に本市が取り組む 5 つの重点項目が決定しました。

項目については、（１）子育て支援の強化、（２）企画・政策・まちづくり部門の強化、（３）産業・観光振興の強化、（４）安全で安心なまちづくりの強化、（５）高齢者対策の再編を重点項目に位置づけ、これらを優先して取り組んでまいります。

続いて、「2 主な検討項目」についてですが、重点項目に関連して具体的に検討する主な項目につきましては、子育て支援の強化では子育て支援室の新設など、まちづくりの強化では市民協働推進所管の新設など、観光振興の強化では観光振興室の移転など、災害対策の強化では危機対策担当の新設など、高齢者対策の再編では介護保険課を福祉部へ移管などを主な検討項目と捉え、取り組んでまいります。なお、各項目の後ろについている星印については、平成 29 年 4 月に実施予定のものです。

次に、資料 2、各項目の実施年度につきましては、表の見出し右側の平成 29 年 1 月時点の欄に、平成 29 年 4 月実施と平成 30 年 4 月実施に区分しておりますが、それぞれに丸がついている箇所が各項目の実施年度となります。各項目の矢印、右から左に向いているものは前倒しした項目で、左から右に向いているものは平成 30 年に送る項目となっております。平成 29 年 4 月実施は、簡易な改革や緊急性の高い改革に関して先行することとし、現在、職員団体と労使協議中ではありますが、合計 15 項目の実施を予定しております。

次に、平成 29 年 4 月に実施する主な項目については、左端のシートナンバー 23 番、港湾振興課の新設、次にシートナンバー 3 番、子育て支援室の新設、シートナンバー 50 番、納税課内に徴収一元化組織の設置、2 ページ目に移りまして、中段、シートナンバー 74 番（新規）、日本遺産担当の新設など、計 15 項目となります。

なお、平成 30 年度には、提案された全 74 項目から平成 29 年度実施する 15 項目を差し引いた 59 項目について検討協議してまいります。

○委員長

「小樽市総合戦略（改訂案）について」

○（総務）企画政策室富樫主幹

小樽市総合戦略の改訂案につきまして、お配りしております資料に基づき説明をいたします。

資料、総合戦略改訂のポイント【新旧対照表】をごらんください。

国が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市におきましても、平成 27 年 10 月に小樽市総合戦略を策定したところであります。PDCA サイクルによるマネジメントの観点から、官民の有識者で構成される小樽市人口対策会議や市長、副市長、教育長のほか、部長級職員で構成される小樽市人口対策庁内検討会議において、総合戦略の施策、事業を検証しながら、改訂の必要性についてもあわせて検討を行ってきたところであります。

この小樽市人口対策会議は、毎回、公開で開催をしているところであり、資料や議事録につきましても、随時、本市ホームページにアップしているところであります。小樽市人口対策会議において、検討していただく資料につきましては、小樽市人口対策庁内検討会議においてあらかじめ検討しているほか、必要に応じて関係課長会議を開催し、全庁的な意見照会についても都度行ってまいりました。

資料に記載しておりますとおり、改訂のポイントとしましては、人口対策会議の委員の皆様や市議会議員の皆様、小樽商工会議所などの関係団体から、総合戦略のさらなる深掘りと具体化を求められている意見をいただいたことを踏まえ、地区別発展方向と重点戦略について見直しを行った点であります。地域の課題をさらに掘り下げることににつきましては、総合戦略策定時のパブリックコメントにおきましても、地域の特性に着目した意見が複数あったことから、これらを踏まえて検討をさせていただいたところであります。

また、市として重点的に取り組む課題を明確にし、速やかに対策を講じることが求められていることから、重点戦略を掘り下げる観点で検討をいたしました。

市長公約でもある「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」の実現のため、子育て支援や子供の育成、安定した雇用の創出に関する主な施策を追加したほか、国の人口対策でもある地方創生の取り組みを推進する上で、地方創生加速化交付金に明日の小樽を支える観光イノベーション事業、地方創生拠点整備交付金に建築ストックを生かしたリノベーションシティ・小樽がそれぞれ採択されていることから、これらに関する記載を加えたところあります。

小樽市総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5カ年における具体的な目標、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものでございますので、次年度以降につきましても引き続き、地区別発展方向と重点戦略を中心に見直しや追加を行っていく考えであります。

また、総合戦略に登載されている取り組みを継続発展させていく上で、地方創生推進交付金を初め、国の支援制度などを有効活用しながら、官民協働・政策間連携・広域連携による取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、これらについても地区別発展方向と重点戦略において位置づけする考えであります。

なお、改訂案につきましては、本市において、平成29年2月13日から平成29年3月13日までの期間でパブリックコメントを実施済みであり、いただいた御意見などを踏まえながら、今月中に小樽市人口対策庁内検討会議、人口対策会議を開催し、本年3月31日付で改訂する予定であります。

委員の皆様からの御意見や御質問の多かった、総合戦略に登載されている幸福度KPIや施策KPIにつきましても、調査集計時期にばらつきがあるものですから、想定より若干集計がおくれておりますものの、現在、事業部と相談しながらKPIの見直しを行っているところありますので、総合戦略改訂の際に、あわせてお示しする予定であります。

○委員長

「行政評価の実施結果について」

「「第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン」の一部改正案について」

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、行政評価の実施結果につきましては、昨年12月下旬に委員の皆様にご個別に説明させていただきましたが、今年度、試行として始めました施策評価と引き続き実施しました事業評価の実施結果につきまして、改めまして資料に基づいて概要を説明させていただきます。

まず、資料の「1 施策評価の試行」の項についてですが、今年度から施策評価を試行として始めましたが、①から④の、大きく四つの目的を持って実施いたしました。

①目標管理型・成果志向の市政運営の推進と②施策の効率的な推進に関しましては、施策ごとに設定された成果指標の目標値に対する達成度など、施策の進捗度の確認を通じて、それぞれの事業が施策の推進のどれだけの効果

をもたらししているのかいないのかを点検して、事業の重点化や見直しなどを図っていくというものであります。昨年12月にまとめられました次期小樽市総合計画策定の基本方針とも関連いたしますが、これからの市政運営において施策と事業がよりダイレクトに連動するような総合計画の体系を目指していく中で、この施策評価につきましては、次期総合計画がPDCAサイクルにより展開していくためのチェックのツールとして機能するよう位置づけていきたいと考えております。

また、③市民への説明責任の確保と④職員意識のさらなる醸成に関しましては、今回、施策評価を行う過程に行政評価市民会議を設置し、施策の内容や行政評価自体の説明をし、市民からの意見や提案を求める場面を初めて設けました。この市民会議では、施策の所管部局職員が参加し、施策の説明を行うとともに、それに対する市民の視点による意見等に直接触れるといった形で進めました。これは、市政運営における市民の直接参加と職員の業務改善などに対する意識の醸成・向上という双方を目的とするものであります。

次に、「2 平成28年度の実施概要」についてですが、(1)評価の対象といたしましては、①施策評価につきましては、現行の総合計画における33施策を対象として実施しました。

また、②事業評価は、今年度実施する事業のうち、これまで事業評価を実施したことのない事業について、全9事業を実施いたしました。

続きまして、2ページ目の下段になりますけれども、(3)評価の実施方法をごらんください。

①施策評価につきましては、a)一次評価としまして、施策の所管部局において、施策評価調書による自己評価を行いました。

次に、b)「行政評価市民会議」の設置と意見等の聴取では、あらかじめ対象とする施策を選んでいただき、今年度は、除排雪と観光の2施策について施策評価調書に基づき、市民会議議長のほか、市民公募による委員9名が所管部局職員と質疑応答を交わしながら、施策の進捗度合いや実施している事業などに関して意見を出していただきました。また、あわせて施策評価や市民会議の進め方などについても意見をいただきまして、本日は資料の添付はしておりませんが、最終的に市民会議としての報告書をまとめていただきました。後ほど、せんだって配付いたしました報告書を御参照いただければと考えております。

次に、2ページ目の一番下になりますけれども、c)二次評価といたしまして、最終的な評価内容につきましては、各施策の成果指標の進捗度や所管部局の一次評価の内容、市民会議による意見等を踏まえまして、それぞれの施策について今後留意して取り組むべき方向性について差し示す内容で整理いたしました。

続きまして、3ページ目ですが、②事業評価につきましては、前年度と同様の方法、手順で行いました。施策評価、事業評価とも、本日は調書の添付はしておりませんが、これらにつきましても後ほど、せんだって配付いたしましたそれぞれの調書を御参照いただければと考えております。

なお、評価結果についてですが、特に施策評価につきましては、今後、次期総合計画の策定を進めていく中で、反映に努めていきたいと考えております。

行政評価の最後になりますが、「4 今後の行政評価について」ということで、今回、施策評価を試行として進めた中で見つかった幾つかの課題を記載しております。成果指標の設定数や内容が不十分であること、そのため施策全体を網羅した評価内容とならず、また施策を構成する事業への個別の指摘にも至らなかったことですか、成果指標の経年の動向、浮き沈みなどを反映できていないことのほか、行政評価市民会議からも、施策を構成する事業についての現状での取り組み内容が、調書の記載内容だけではわからないといった意見がありました。

このため、施策評価につきましては、次年度以降も引き続き、試行として実施していく予定でございますけれども、今後、より実効性の高い施策ごとの成果指標ですとか、目標値の検討のほか、評価調書の内容の見直しや施策の進捗度から事業の重点化や見直しが図られるような手法の検討を中心に、次期総合計画の策定と並行しながら、目標管理型の市政運営の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

行政評価の実施結果については、以上でございます。

続きまして、「第 2 次しりべし定住自立圏共生ビジョン」の一部改正案について御説明いたします。

この概要につきましては、昨年 10 月 18 日付で概要の資料を委員の皆様には配付させていただきましたが、その後の経過や改正案につきましては、今回配付いたしました資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1 のところですけれども、昨年 9 月に、総務省から「定住圏自立構想推進要綱の一部改正について」という通知がありまして、現行の、私どもの第 2 次しりべし定住自立圏共生ビジョンに、圏域の人口等の目標や具体的な取り組みに関する基本目標・成果指標等を記載する必要が生じたため、当該共生ビジョンの一部改正を行うものであります。

この間の本市の経過といたしましては、庁内関係部署や近隣 5 町村との確認、協議を経まして、一部改正の素案を作成いたしました。この素案につきましては、別紙 1 として添付しております。

また、本年 2 月 2 日に、第 1 回目としまして、共生ビジョンの取り組みに関係のある民間等の関係者 9 名で構成する共生ビジョン懇談会を開催したほか、3 月 3 日までの期限でパブリックコメントを実施いたしまして、その素案についての御意見を求めたところです。

懇談会とパブリックコメントによりいただいた御意見の概要につきましては、別紙 2 にまとめてございます。

それではまず、共生ビジョンの改正素案の改正箇所と内容につきましては、別紙 1 で御説明いたしますので、ごらんください。

1 枚めくっていただきますと、下側にページを付番しており、その 4 ページ目になりますけれども、下のほうに、「4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望」としまして、圏域の目標人口等を掲載しております。

表中の圏域の展望人口と年少・生産年齢人口比率につきましては、各市町村で平成 27 年度に作成しております人口ビジョンに掲載された将来展望人口の合計数値をもとに記載しており、あわせて平成 25 年に公表されております社人研推計人口の各市町村の合計数値を参考として併記しております。

次に、具体的取り組みの基本目標と成果指標についてですが、今ごろんになっている資料の 21 ページ目以降に政策分野別の事業概要を掲載しておりまして、それぞれの取り組みごとに成果指標等を追加して記載しております。

まず、21 ページをごらんいただきますと、医療に関する政策分野につきまして基本目標を設定し、また医療の中の地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保するといった、この医療分野における定住自立圏形成協定に基づく取り組み事項、その事項ごとに取り組みに係る成果指標を設定しております。

以下、それぞれの政策分野、具体的取り組みに対しまして、同様に成果指標等を設定しておりますが、それらの設定の仕方の考え方につきましては、例えば各種の統計数値ですとか、現に実施している事業の実績、それから既に各市町村の地方版総合戦略で設定している成果指標などを参考にしまして、基本的には各市町村が共通して、毎年度、できる限り数量的に成果を図ることができるものを手法として設定していたしました。それぞれの設定内容につきましては、別紙 2 に一覧でも整理しておりますので、次にそちらをごらんいただければと思います。

別紙 2 では、両面にわたりまして、現行の共生ビジョンの政策分野と具体的取り組みのそれぞれに対する基本目標・成果指標、それから現状値と目標値の案を掲載しております。それから、あわせて、この表の右側に、これまでの懇談会やパブリックコメントで出された意見につきましても掲載しております。

また、最初のかがみの資料にお戻りいただきまして、番号の 2 のところになりますけれども、ただいま別紙 2 でごらんいただきました懇談会やパブリックコメントの意見に対する修正、追加の可否につきましては、現在、対応を検討しているところです。今後、懇談会や各町村との協議を経まして、改正内容を決定していきたいと考えております。

最後に、3 のところですが、今後の共生ビジョンの進行・管理に関してです。

次年度以降、毎年度、共生ビジョン懇談会などを通じまして、今回設定いたします基本目標・成果指標の達成状況や取り組み成果の点検を行いまして、その結果を取り組み内容へ反映をさせていくなど、定住自立圏共生ビジョンのPDCAサイクルの構築に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成29年第1回石狩湾新港管理組合議会について」

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

平成29年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る2月21日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

議案についてですが、平成29年度石狩湾新港管理組合一般会計予算及び港湾整備事業特別会計予算、平成28年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算及び港湾整備事業特別会計補正予算に関する件につきましては、可決されました。

報告についてですが、専決処分報告につき承認を求める件につきましては、承認されました。

○委員長

「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画につきましては、平成26年度から今年度にかけて検討を進めており、このたび計画がまとまりましたので、報告いたします。

なお、取りまとめに当たり、本年1月4日から2月2日までパブリックコメントを実施し、3名9件の御意見をいただき、そのうち計画などの案を修正した件数は、1件となっております。

御意見内容は、新駅に関するものが3件、2次交通に関するものが2件、新幹線開業後の影響に関するものが2件、新駅の停車本数に関するもの、観光施策に関するものが、それぞれ1件となっております。修正した内容は、新駅の停車本数に関する御意見に対して素案に同様の趣旨の記載がありましたが、よりわかりやすい表現へと修正しております。いただいた御意見の概要及び市の考え方については、市のホームページに掲載しております。

お手元にあります概要版に基づきまして説明をいたします。1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

第1章から第4章までは、過年度に報告しておりますので、目次の項目で説明し、第5章から第6章までは、資料を開きながら説明をさせていただきます。

まず、第1章が計画の目的等となっており、計画の目的などを記載しております。

次に、第2章が小樽市の現況と新幹線整備に伴う課題ということで、現況と北海道新幹線整備に伴う効果・課題を記載しております。

次に、第3章がまちづくり方針ということで、整備コンセプト、整備方針を記載しております。

次に、第4章が整備計画ということで、計画条件の設定、土地利用計画、施設整備計画、道路計画を記載しております。

次に、第5章が2次交通対策・ソフト対策についてですが、ここからが今年度検討した項目となります。

まず、2次交通についてですが、25ページをごらんください。

他都市事例を参考に、対策の方向性とそれに対応する取り組み案を記載しております。

取り組みの方向性は、四つに整理しました。一つ目は2次交通手段の確保、二つ目は公共交通の利用促進、三つ目は情報発信、四つ目は新駅からまちを散策する交通手段の充実、取り組み案につきましては、この後の実現可能性も含め複数案を記載しており、実践に当たっては官民連携の中で進めていくものとしております。

方向性1では、五つに分類し、例として、専用シャトルバスの運行、市内各観光地への周遊バスの運行、バス路

線の再編、乗り合いタクシーの運行、レンタカーサービスの充実などの取り組み案を整理しております。方向性 2 では、二つに分類し、魅力的なサービスの提供、バスなどの利便性の向上などの取り組み案を整理しています。方向性 3 では、積極的な情報発信・PR などの取り組み案を整理しています。方向性 4 では、レンタサイクルの充実の取り組み案を整理しています。

次に、ソフト対策についてですが、26 ページをごらんください。

新幹線の整備効果を最大限に生かすためには、ソフト対策が必要であることを記載しております。

27 ページをごらんください。

取り組みの方向性を、他都市事例を参考に三つに整理しました。一つ目は国内外からの観光客の誘致促進、二つ目は新駅周辺の魅力づくり、三つ目は開業機運の醸成、取り組み案については、今後の実現可能性も含め複数案を記載しており、実践に当たっては官民連携組織の中で進めていくものとしております。

方向性 1 は、五つに分類し、例として、観光基本計画に基づく施策の推進、倶知安・ニセコなどと連携した旅行商品の開発、おもてなし弁当の検討、北関東、東北、道南方面への PR、新駅のパンフレット作成などの取り組み案を整理しています。方向性 2 は、四つに分類し、多目的空間でのイベントの開催、アート作品の展示検討、自然散策ルートマップの作成、利便機能誘導ゾーンでの進出企業誘致などの取り組み案を整理しております。方向性 3 は、二つに分類し、新駅の見学会の実施、開業時のイベントの実施などの取り組み案を整理しています。

次に、第 6 章計画の推進体制についてですが、28 ページをごらんください。

まずは、計画の推進体制及び取り組み内容についてですが、図 6-1 にありますように、計画の推進に当たりましては、官民連携組織を立ち上げ、具体的な取り組みを推進していくものとしています。また、広域連携組織の設立に向けても調整を進めるものとしします。

29 ページ、30 ページに、取り組み案を記載しており、主なものとしては、体制づくり、アクションプランの作成・推進などとしております。

31 ページをごらんください。開業に向けた展開プログラムについてですが、31 ページ以降 35 ページまでに、施設整備・駅周辺まちづくり、2 次交通対策、ソフト対策、計画の推進について記載しております。

最後に、参考資料として用語解説などを掲載しております。

以上が概要となりますが、今後は、本計画などについて市のホームページなどに掲載しながら周知を図るとともに、本計画を活用して、市民の皆様や事業者の方々の協力をいただきながら、新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市教育支援センターの設置について」

○（教育）学校教育支援室大山主幹

小樽市教育支援センターの設置について報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

平成 6 年 4 月に設置した小樽市学校適応指導教室では、不登校児童生徒に対し、学校生活への適応や学校への復帰を促すことを目的として、学習指導や教育相談、適応指導を行ってまいりました。また、今年度から不登校児童生徒支援事業として、適応指導教室に支援員 1 名を配置し、学校訪問や家庭訪問を通して、市内の不登校児童生徒の状況を把握するとともに、学習指導や教育相談を行う訪問型の支援を行ってまいりました。

適応指導教室への通級の状況については、平成 27 年度 1 月末の在籍数は 20 名、平成 28 年度 1 月末の在籍数は 24 名となっておりますが、日常的に適応指導教室に通う児童・生徒数は、平成 27 年度は、1 日当たりおおよそ 9 名から 10 名程度でしたが、平成 28 年度は、1 日当たりおおよそ 16 から 17 名程度とかなりふえております。教室に来る子供たちの中には、もっと静かなところで勉強したいといって相談室などの別室で学習する子供がおり、保護者からは、

もう少し交通の便がよければいい、子育ての悩みを聞いてほしいなどの声も寄せられていることから、児童・生徒一人一人の状況に応じた登校支援ができるよう、教室を複数設置したり、教育相談体制をより一層充実したりする必要性が生じてまいりました。

そこで、これまでの登校支援と教育相談をより一層充実するため、小樽市立小中学校における不登校児童生徒への支援、不登校の未然防止及び学習教育上または生徒指導上の課題の解決のために相談を行う機関として、新たに小樽市教育支援センターを設置することとしました。

事務所は、現在の適応指導教室の職員室に置き、構成員は、現在の支援員を新たに教育支援コーディネーターと名称を変更し、専任指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、現在のふれあい協力員を新たに学習支援員と名称を変更し、構成員といたしました。

事業内容についてですが、まず登校支援事業として、これまでのふれあい教室をふれあいルームと改め、現在の子供たちの実情に合わせて、開設時間を15時30分までとし、活動内容をこれまでの活動に加え、長期休業中にALTによる英会話のレッスンなどを行う予定としております。また、新たにふらっとルームを開設し、毎週火曜日と木曜日は、小樽市生涯学習プラザ（レピオ）、水曜日は市立小樽図書館で、9時30分から12時まで学習支援などを行います。

次に、教育相談事業についてですが、これまで適応指導教室では不登校の相談だけ受けつけておりましたが、これらは教育支援センターにおいても、いじめや不登校、友人関係の悩みなど、児童・生徒や保護者からの教育相談に対応してまいります。

これまでの適応指導教室の機能を拡充し、新たに教育支援センターを設置することで、本市における不登校の未然防止や児童・生徒の登校支援に向けた取り組みを一層充実してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第22号及び報告第10号について」

○（総務）総務課長

議案第22号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

マイナンバー法の一部改正に伴い、個人番号を含む個人情報に関する国・都道府県、他市町村との情報連携について保有している個人情報を訂正した場合の通知先に、個人情報を提供した条例事務関係の情報照会者や提供者を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第10号小樽市公平委員会委員の選任についての専決処分報告であります。

さきの平成28年第4回定例会で上程されておりました議案でありましたが、小樽市公平委員会委員であります関口正雄氏が、平成28年12月31日で任期満了となることから、同氏を再任することとし、平成28年12月28日に専決処分したものであります。なお、新たな任期は、平成32年12月31日までの4年間であります。

○委員長

「議案第23号について」

○（総務）津田主幹

議案第23号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、マイナンバー法の一部改正に伴いまして、同法の条項番号の一部が改正されるため、条例において引用している同法の条項番号を修正するものであります。

○委員長

「議案第25号ないし議案第28号及び議案第30号について」

○（総務）職員課長

議案第25号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第26号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第27号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案及び議案第30号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして、一括して説明申し上げます。

まず、議案第25号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の休暇としまして、介護のための所定労働時間短縮措置として介護時間を新設し、及び介護休暇を3分割で取得することができることとするほか、所要の改正を行うものであります。施行期日は、平成29年4月1日としております。

次に、議案第26号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、新たに条例事項とされた育児休業等の対象となるこの範囲を定め、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、新たに介護時間を制度化することから、部分休業との関係に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うものであります。施行期日は、平成29年4月1日としております。

次に、議案第27号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成28年度から本格実施しました人事評価の結果を職員の昇級及び勤勉手当に支給に反映させる時期を、当初予定の平成29年度から平成30年度に変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。施行期日は、公布の日としております。

次に、議案第28号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、先般、先議をいただきました職員の勤勉手当の引き上げに伴い、本則上、市長、副市長及び教育長の期末手当についても同様の措置を講ずるとともに、附則において、その支給割合は据え置くとするものであります。施行期日は、平成29年4月1日としております。

次に、議案第30号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、本年1月1日施行の国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、失業者の退職手当に関する規定等に関しまして所要の改正を行うものであります。施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第32号について」

○（財政）市民税課長

議案第32号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの改正は、所得税法等の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、小樽市税条例等の関係規定を改正するもので、主な改正点は、3点であります。

1点目は、住宅ローン控除制度の適用期限の延長についてであります。個人市民税において、消費税の引き上げ時期が2年半延長されたことから、住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を平成31年から平成33年の入居分まで延長するものです。施行日は、公布の日からであります。

2点目は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例についてであります。これは、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定された特例適用利子等及び特例適用配当等について、条例において取り扱いを規定するものです。同法で言う外国につきましては、平成28年5月に公布された外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正

によって、台湾のみとされております。日本と台湾との間で二重課税を回避する措置を講ずるため、「日台民間租税取決め」が締結されたことを受け、日本と台湾との間で支払われる利子等及び配当等について、他の租税条約締結国の取り扱いと同様に、申告分離課税により 3 % の所得割を課することができるというものであります。施行日は、平成29年 1 月 1 日であります。

3 点目は、消費税及び地方消費税の税率変更に連動して施行される予定の税制改正の時期の延長についてであります。これは、消費税の引き上げ時期が 2 年半延長されたことから、平成28年第 2 回定例会において改正した法人市民税の法人税割の税率変更と軽自動車税の見直しについても、その施行日を 2 年半延長するものであります。施行日は、ともに平成31年10月 1 日であります。

○委員長

「議案第47号について」

○（消防）予防課長

当委員会に付託されております、議案第47号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案につきましては、平成25年12月に、違反対象物に係る公表制度の実施についてが総務省消防庁から通知されたことに伴い、消防法令に重大な違反がある対象物について、その法令違反の内容を公表することで利用者の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図ることを目的に所要の改正を行うものであります。

昨年、第 3 回定例会における同委員会で報告し、実施したパブリックコメントの結果につきましては、昨年10月 1 日から31日までの31日間実施したところ、2 件の意見をいただきました。一つは公表方法について、一つは公表内容についてですが、いただいた意見はいずれも条例案についてではなく、規則に関する内容であったことから、規則の内容に考慮することとし、さきの委員会で説明した内容のとおり改正するものであります。施行期日につきましては、平成30年 4 月 1 日と考えております。

○委員長

「議案第49号及び報告第 6 号について」

○（消防）総務課長

まず、議案第49号小樽市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例案について説明いたします。

本年 3 月 1 日から、小樽市消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合した小樽市消防署オタモイ支署が業務開始したことに伴い、小樽市消防署長橋出張所に併設されているコミュニティ消防センターを廃止するものであります。なお、施行期日は、平成29年 4 月 1 日であります。

続きまして、報告第 6 号専決処分報告について説明いたします。

これは、平成28年 3 月24日に、西條・小杉共同企業体と 2 億736万円で締結した（仮称）消防署オタモイ出張所新築工事の請負金額を 2 億929万3,200円に請負変更契約することを、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

専決処分の理由といたしましては、平成28年 1 月20日付で国土交通省から通知された、平成28年 2 月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置を、本市におきまして実施するために工事契約の変更を行う必要が生じ、工事期間に間に合うように、平成28年第 4 回定例会において提案しておりましたが、自然閉会となったためであります。

この特例措置の内容ですが、平成28年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、平成27年度公共工事設計労務単価を適用している当該工事の受託者は、小樽市建設工事請負契約約款第49条の規定に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するため、請負金額変更の協議を請求できるというものであります。これにより、（仮称）消防署オタモイ出張所新築工事が該当し、請負業者である西條・小杉共同企業体から、平成28年10月18日付で協議の請求が

あったことから、請負変更契約を行う専決処分を行ったものであります。

○委員長

「議案第57号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第57号小樽市非核港湾条例案について提案理由の説明をいたします。

核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものにするためにも、神戸方式の非核港湾条例を制定することが必要です。

委員各位の御賛同をお願いしまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、共産党、民進党、自民党、安斎哲也委員の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎日本遺産と歴史文化基本構想について

日本遺産と歴史文化基本構想について伺います。

まず、日本遺産認定に至るタイムテーブルについて確認をさせていただきたいと思いますが、もう過去のことですけれども、スタートは2016年4月と、平成28年度当初からのスタートだったと考えてよろしいかどうか伺います。

○（教育）主幹

教育委員会といたしましては、歴史文化基本構想に係る補助金の交付決定時期が7月となりましたので、そこからスタートということになりました。

また、平成29年4月に機構改革により、本庁内に日本遺産の担当部門が設けられる予定でございます。

○斉藤委員

当初ということではなくて、7月まで若干ずれ込んでスタートしたのだと、当初から少しおくれぎみということだったわけですね。

認定申請の時期ですけれども、平成27年第4回定例会で資料を出していただいていますけれども、2018年4月と記載をされていますが、現在、小樽市のホームページの歴史文化基本構想のページを見ますと、平成31年度、31年度ということは、2020年の年度ということは終わりごろという、2月15日が大体申請締め切りとなっていますから、その辺かなというふうにホームページ上には見えるのですが、日本遺産認定申請を目指して云々というふうに記載されております。これについては、当初の2018年4月云々は変更されたと考えていいのか、どうなのでしょう。

○（教育）主幹

ただいまの御質問でございますが、平成27年4月の総務常任委員会におきましては、確かに平成29年4月と表現をさせていただきました。ただ、その後、いろいろな情報を得る中で、なかなか日本遺産については、1度で認定に至らない場合もあり得るというようなことでございますので、何度か文化庁の日本遺産担当とのやりとりが必要ということで考えております。

したがって、正式には平成31年、すなわち2020年に正式な申請を行い、今、委員御指摘ありましたように、2月ごろ、そして文化庁では4月ぐらいの公表というふうに考えております。

○斉藤委員

最終的には、そこが目標だけれども、その前段というか、もう少し前倒しで頑張ってみるのだというふうな押さえでいいかなと理解しました。

それで、最終的に認定される、その目指す時期ですけれども、当初の資料では2020年3月とか、これ何か二重に

認定の時期が記載されていまして、2020年3月と書いている、その下にもう一回矢印で2020年7月とか二重に書いているのですが、この過去2回、平成27年度については4月24日でしたか、28年度については4月25日ということで認定が公表されているようですが、この最終認定のゴールというか、目指すところは、もう少し正確に言うといつでしょうか。

○（教育）主幹

3月となったり4月になったりというようなことでございますが、当初は時期的な部分が若干不透明な部分もございました。現在、正式な申請を平成31年2月に行って、認定となったものを文化庁が4月、大体中旬から下旬にかけて公表するということになっていると思います。

私どもとしては、できるだけスピード感を持って、31年の2月にはきちんとした完成版を文化庁に提出したいと考えております。

○斉藤委員

ぜひ頑張ってくださいと思うのですが、若干、確認的なことをお聞きしていきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、平成27年第4回定例会に配られた資料の説明によりますと、日本遺産認定申請と、その前提条件となる歴史文化基本構想の策定というような位置づけて説明されているのですが、日本遺産の申請の要件として国が挙げているのは、地域型の場合ですけれども、地域型ですと、歴史文化基本構想もしくは歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村、または世界文化遺産云々というのはありますが、それは省略するとして、その歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村というのもその要件には含まれているわけですが、そちらを選ばないで、歴史文化基本構想を選んだというのは、端的に言いますと、そちらを選んだのはどういう理由だったのかということを確認しておきたいと思います。

○（教育）主幹

ただいまの御質問でございますが、歴史的風致維持向上計画やその他幾つか確かに項目がございます。ただ、当初、教育委員会が主体となって行うということから、日本遺産がシリアル型あるいは地域型のいずれになるにせよ、ストーリーの組み立てや今後の文化財保護活用の観点から、歴史文化基本構想策定が必要と考えたわけでございます。

○斉藤委員

若干、疑問があるのですが、主体は確かに教育委員会ということでわかるのですが、今年度、産業港湾部に日本遺産担当が設けられたことからわかるように、あくまでも教育委員会のみの話ではなくて、全庁的な取り組みというか、産業港湾部ありの、または建設部ありの全庁的な、それこそオール小樽の取り組みとして、この日本遺産というものが考えられていったのではないのかなと思うのですが、そういうところからいけば、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴まち法ですけれども、要するに建設部所管的な部分、伝統的建造物群保存地区とか、そういった取り組みもあり得る、むしろそういうものも含めて考えるのが本来の日本遺産の取り組みという考え方だったのではないかなと思うのですが、そこら辺をもう少しお願いします。

○（教育）生涯学習課長

当時、建設部ですとか、観光所管ですとか、そういう部門も入って歴史文化基本構想の中で議論をしているいろいろな検討していこうという位置づけで始まっておりますので、教育委員会としては文化財を守っていくのだ、そこが一番大切だという部分で、この歴史文化基本構想というのを位置づけたということでございます。

○斉藤委員

こればかりやってられないのですが、確かに教育委員会として、そういう歴史文化基本構想という方向性というのはわかるのだけれども、全市的な取り組みだという意味では、もう少し幅広い考え方もあっていいのではないのかなというふうには思います。

次に行きますけれども、いわゆる地域型というか、単独型か、シリアル型かという部分ですが、今定例会の市長提案説明で、市長は市単独の取り組みだけでなく、広域連携による関連地域全体の活性化を含めた視点で取り組むのだと述べられています。従来は、近代化の拠点というような形で、北海道近代化の拠点の小樽という、そういう小樽単独の取り組み方みたいなふうで来ていましたが、特に観光協会と商工会議所とか、経済界とかでは、いわゆる北前船とかの関連、それこそ関連する地域との連携みたいな部分で、シリアル型を志向するような動きも結構あるのですけれども、そういった部分との、今回、市長が提案説明で打ち出しているのは、そういう部分も視野に入れるよということになると、従来、教育委員会で、それこそ近代化の拠点小樽という単独の志向性とどういう関係になるのかなと、両方をにらみというか、両方を目指すのか、最終的にはどっちかに収れんするのか、ダブって単独の地域型をまず認定受けて、それからシリアル型の認定も受けますよと、現実にもそういうところもあるから、それも別に悪くはないのですが、どういう進め方を考えられているのかというのが、今ここに来てわからなくなっているのですが、整理していただければ。

○（教育）主幹

まず、地域型、シリアル型、いずれかにいたしましてもということは、前半でお答えをさせていただきましたが、新たに本庁内で新しい日本遺産専門の担当部署ができますけれども、教育委員会はこれに参画をいたして、そこでの議論をしながら、今、御指摘のあったような地域型、シリアル型、あるいは地域を先にやってシリアルを後でやるとか、そういったようなことはここでの議論を踏まえながら進めていくものというふうに考えております。

○斉藤委員

ということは、現時点で、教育委員会としては地域型もありの、シリアル型もありのと、両方を視野に入れて考えているという押さえでいいのですね。

それで、また先ほどの、当初の平成27年第4回定例会のいただいた資料にまた話が戻るのですが、その資料では、都市計画審議会という形で、括弧つきですけれども、伝統的建造物群保存地区というくくりがあって、これは伝統的建造物群保存地区というのを市町村が決定をすると。それに伴って保存条例というのを制定して、それに基づいて保存計画、伝統的建築物群の保存計画を策定するという、そういう一連の動きですけれども、これが当初の、27年の書類に記載されているのですが、今、今までの動きを、しばらくたっているのですが、この分野の進捗が余り見えていないという部分がありまして、これはいわゆる、先ほども少し言いましたが、それこそオール小樽で、全庁的に観光から教育委員会、あと建設部、ありとあらゆる部門の英知を集めて、全オール小樽で取り組むのだという日本遺産のあれからいえば、当然あってしかるべき取り組みなのですが、この部分が、今さっぱり見えていないという、これどうなったのかなと、聞くところが違うと言われればそうかもしれないのですけれども、総務部でもいいのですけれども、教育委員会でわからないというのであれば総務部でもいいのですが、この点については、今どうなっているのかという部分はいかがでしょうか。

○（教育）主幹

ただいまの御指摘の中で、平成27年第4回定例会の資料には伝統的建造物群保存地区についてということが確かに書かれてございます。

現在、小樽市内にありますあらゆる種類の文化遺産について、教育委員会では調査を進めているところですが、それらの分析結果等に基づくものと、それからそれらをもとにして歴史文化基本構想策定委員会の議論も踏まえて、小樽としての特徴をよくあらわしている地区について、市長部局に対して働きかけをしてまいりたいと考えております。

○斉藤委員

ということは、前向きの御答弁で、現在少し動きは見えないけれども、これからいろいろ調査部会とかで進めている内容によって、策定委員会で検討して、市長部局にも言っていくのだよという話で、これで今立ち消えている

話ではないのだという押さえでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、歴史文化基本構想の、今も少し出ましたけれども、策定委員会とか調査部会は、もう既にどんどん動き出しているわけですが、日本遺産の認定申請という最終段階では、主体は、もともと文化財審議会から出ている話ですから、文化財審議会が主体になるのだという捉え方でいいのでしょうか。

○（教育）主幹

まず、日本遺産をどこで決定するかということでございますが、これにつきましては、本庁に設けられます日本遺産専門の担当が中心となりまして、もちろん、そこに教育委員会が参画をし、決定に至る議論がなされるものと考えております。

現在行われております策定委員会あるいは調査部会につきましては、メンバーの方々は確かに小樽の文化財審議会の委員の方たちもほとんど入っていらっしゃいます。ただそこで日本遺産のストーリーを組み立てたり決定をするということではなく、もう少し大きな場でこれを決定していくということになると思います。

○斉藤委員

実務部門といえますか、いわゆる策定委員会とか調査部会が現場的な仕事をやって、最終的には市長部局のところで決定をしていくということでしょうか。

そこで、先ほど触れましたが、地域型、シリアル型の話なのですが、その策定委員会とか調査部会の現場の議論をしている、あるいは調査を進める場面では、具体的に地域型、シリアル型、両にらみのいろいろなテーマの選定だとか、ストーリーの組み立てだとか、両用というか、地域型にもできるし、シリアル型にもできるみたいな、少し難しい組み立て作業工程といえますか、現場的には結構微妙な問題があるのではないかと思いますので、そこら辺の現場的にどういう整理をされているのかというのを確認しておきたいと思います。

○（教育）主幹

ただいま、教育委員会では歴史文化基本構想にかかわる調査をやっておりまして、その中で調査の手が及んでいないような部分、そういったものが少しずつ見えてきております。私どもが具体的にストーリーを描くというわけではなく、この件については前段でお答えしましたように、もう少し大きなところで地域型、あるいはシリアル型、そういったようなことをもんでいただくということになろうかと思いますが、先般、ワークショップで、文化財群という文化財のくくりということで講演をやらせていただきました。まさに、ああいうようなものが少しずつ少しずつたまっていきといえますか、私どもで調査しているものがはっきりすると、これは地域型、あるいはこれは単独型というような分け目が出てくるのかもしれませんが、ただ、それを最終的に決めていくのは、私どもの歴史文化基本構想策定委員会ではないということでございます。

○斉藤委員

今のお話を聞くと、歴史文化基本構想策定委員会あるいはその調査部会は、その材料提供というふう聞こえるのですが、これいわゆる日本遺産のストーリー性の組み立てというのは、ある意味、非常に専門的な知識というか、素養を裏づけにしたものを持っていないと、単なる観光的なキャッチフレーズみたいなものでは、文化庁に通用しないわけですよ。そうとすれば、やはりその部分においても専門的な分野の人方というか、歴史文化基本構想策定委員会にそういう方々がそろっているわけですから、そこである程度もんで、ストーリー性をしっかり組んだものを上げるというか、専門担当の、日本遺産担当に上げていくというか。だから、単なる材料提供ではなくて、もっと踏み込んだ、ストーリー性の中身まで踏み込んだ議論を、専門的なところでやってもらいたいという気がするのですけれども、どうでしょうか。

○（教育）主幹

ただいま御指摘のありましたように、確かに現場としては、専門的な知識を持った人が圧倒的に多ございます。

ですから、その中で調査をした資料等に基づいての議論というのは当然あるわけで、そうしますと具体的にこういうストーリーがというところまで言えるかどうかは何とも言えませんが、ある程度のお話はできるのかなと思います。

ただ、それをもって、今、単独かあるいは広域かというのは、少々難しいと思いますが、今、委員から御指摘のあったように、専門的な知識のある人間というのは、当然、かかわっていくべきものだと考えておりますし、当然、その中にといいですか、新しくできる部門にも教育委員会参画いたしますので、当然、その成果というのは、そこから先へ行かないということはありません話でございます。

○齊藤委員

肉づけとか、いろいろスパイスを振りかけて味をつけるとか、そういうのは割と一般的な人ができるのですけれども、本当のストーリーの骨になるような組み立てというのは、やはり専門的な分野の人が絡んでくれないとできない、そういう気はしています。

少し話を変えますけれども、スケジュール的なこととして、平成28年度としてはもう終わるのですが、ワークショップやシンポジウムやいろいろなものがほぼ予定どおり、若干スタートがおくれたとか先ほどありましたけれども、ほぼ予定通りの進捗という押さえでいいのでしょうか。

○（教育）主幹

今の御質問でございますが、平成28年度は4月という見込みでございました。ただ、交付決定の文書といたしますか、それが来るのは文化庁からでございますので、私どもではなかなか読み切れない部分がございます。

29年度につきましても、同様の形で、今、要望というのを outsourching させていただいておりますので、28年度につきましては、3カ月ほど交付決定が後ろに行きましたけれども、何とかスピードアップしながら、そのところはやっているつもりでございます。

○齊藤委員

そのスタートの少しのおくれは取り戻したということでよかったと思いますが、平成29年度から、産業港湾部に主幹、主査の日本遺産推進チームができるということで、認定に向けた推進体制に弾みがつくというか、全庁的な体制ができるわけですが、ただ本当の意味で全庁的な司令塔の役割、船頭を多くして何とかかんとか言いますが、本当の意味での司令塔はどこだと、教育委員会があり、総務部があり、企画政策室があり、産業港湾部があり、産業港湾部の中でも総合的な産業政策と観光振興、それから先ほど言った建設部的な都市計画分野みたいな、まちづくりみたいな建設部的なところもあるのですが、そういうものを全部統括して一本にまとめて一体として進めるというのがこの日本遺産のみそなわけですから、この統括する司令塔はどこだということを確認しておきたい。私としては、教育長というところがその司令塔にはなるべきではないかと考えるのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○（教育）主幹

ただいまの御質問でございますが、現在、4月から設置される予定の日本遺産の担当部署、それに対して教育委員会が各方面から支援をし、先ほど御指摘のありましたように専門家の意見、そういったものもきちんとお伝えをするということで、私どもとしては日本遺産の新たに設置される担当セクションというふうに考えてございます。

（「微妙な答弁だな」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

この話のもととをたどれば、前教育長だった、今、副市長ですけれども、上林氏のところで仕切ってもらえば一番仕切りやすいかなという気もするのですが、ただ、今、直接のそういう担当ではないので、では、今、主幹がおっしゃったように、やはり専門分野としては教育なのです。それにほかの部署がどんどん積極的に協力をするというか、そういう体制が望ましいのではないのかな。それで教育長が司令塔かなと私は思ったのですが、その辺

は、このままもやもやとしておきますと、後々行ってからわけわからなくなるので、今しっかり考えておかなければならない、今答弁してくれということも難しいかもしれませんが、意識としてどこが司令塔かという部分をしっかり定めて取り組むというか、必要なのではないかと思いますけれども。

（「市長に何も考えないんだから、言っても意味ない」と呼ぶ者あり）

○教育長

まず、教育委員会でスタートさせたのは、歴史文化遺産構想ということで、これを想定した時点では、地域型の日本遺産を目指して教育委員会がやっていくのだということで進めてまいりました。そういった中で、国の動きもありまして、シリアル型という検討材料が途中からいろいろな形で、日本遺産の全国会議等でシリアル型も合わせて検討していくべきだというようなお話がどんどん出てきてまして、では教育委員会としてどういうふうに関後進めていくのかと申して検討している中で、いろいろな議論がある中で、実際に、この間もありました北前船でありますとか、炭鉄港だとか、そういった議論も北海道内でもいろいろ出てきます。そういう中で、基本構想ができ上がる前に、では日本遺産の議論をしていかなくていいのかどうかという考え方、検討も必要であるというようなことで、では、どういうふうに進めていこうかということで、これは他市町村もまちづくり等で観光だとか、そういう部分で大きくかかわってくる問題でもございますので、市長部局とも協議をいたしまして、では、とりあえずシリアル型を目指す部分でいくならば、今、実際に動いていく中で、教育委員会としてはなかなか動きづらいただろうということもありまして、そこら辺、トータル的に動ける部署をどこかで設ける必要があるのではないかと申するような議論になりました。

それで、産業港湾部に日本遺産の担当を置いて検討をすぐ始めると。というのは、地域型を目指して歴史文化遺産構想を進める中で、なかなか身動きがとれないというか、シリアル型に話をぱっと変えていくということがなかなかできないという状況もございますので、機動的に動くためには、そういう部署も必要であるという判断のもとで、今回、産業港湾部に担当ができた。

そこで、私どもが最初に検討していた地域型に加えてシリアル型も一緒に検討していこうと、乗りおけないようにしようということで、同時並行で進めていこう。それは教育委員会ももちろん入りますし、それから日本遺産の構想の委員の皆様にもお知恵を拝借しながら、当然進めていく話でございます。そういう中で、オール小樽市としてやっていくのだということで、市長、副市長も初め、みんなでやっていこうという話になったものですから、今回の担当ができたというような背景でございます。

ですから、どこが中心になってやっていくのだということ、頭脳の部分は、かなりの部分、教育委員会で責任を持ってやらせていただくということになります。あと、スパイスだとか、他市町村の調整だとか、そういった部門をぜひ産業港湾部にお願いしたいなということで、話を今のところ進めている状況でございます。

この後、具体的に、今、文化財群だとか調査がどんどん進みますので、それをどういうふう加工して送り込むのかというところを、それから日本遺産のほうの出し方を新たな組織を加えて、観点を変えてやっていくのかということにもつながってくると思います。

それから、今、基本構想を同時に進めている中で、その委員の中に産業港湾部長にも入っていただいていますし、それから建設部長にも入っていただいで一緒に議論していただいておりますので、それをそれぞれ持ち帰っていただいで、その、先ほど言ったような伝統的建造物群保存地区の話だとか、そういった部分にも反映させていくだとか、そういうのを複雑に絡めながらやっていくということも必要になるので、やはりオール小樽市という、そういう形で進めていくというのが一番スピード感を持ってできるのかなという、そういう考えで進めているところでございます。お答えになったかどうか分かりませんが、そういうことでございます。

○斉藤委員

いや、確かにこれ非常に難しい、夢のあるいい話ですけども、非常に難しい、確かに、先ほど私が言ったよう

に、先にシリアルを認定もらってしまっただけで、それからしっかり地域型の認定ももらうよという、ダブルはありなのですよ。だから、それで進めるのは進めるのでいいのですけれども、ただ小樽市としての司令塔はここだよというのが決まっていなくて、それがいつもぶれていたら、やはりそれは市長なのですか。その部分が今、産業港湾部にそういう担当ができるという時期に、そこがぶれてしまったらまずいのではないのかなというのが、少々しつこいですが、私の今の質問なのです。

○教育長

どちらが中心になるかというお話ですけれども、歴史文化遺産構想については、責任持って教育委員会が策定をしていきます。それをもとにいろいろなバリエーションを考えていくわけですが、その中でも、当然ながら、教育委員会は入っていきます。最終的に、申請を行うのは市長で、市長名で申請を行いますので、結果的には市長部局が申請を出すということにはなろうかと思うのです。

具体的に、中身についていろいろと私どもで協議をさせていただいたり、中身の中に入っていくという行為は当然ながらさせていただくつもりではおります。

○斉藤委員

少し見えてきたかなという感じですけど、今、歴史文化基本構想のホームページを見ますと、第 6 次総合計画を踏まえていろいろ総合的な保存活用を図っていくのだと。

そして、文化財の防災体制とか、防災方針等の確立のためにというような文言が出てくるのですけれども、その防災体制とか、防災方針という、文化財の具体的にどういうことを言っているのか少々わからないのと、その構想に定められた方針を次期総合計画、それから社会教育推進計画等に反映させるというのも出てくるのですけれども、ここら辺の言葉というか、抽象的なことが書かれているのですが、具体的に何を言っているのか少々わかりませんので、説明していただきたいと思います。

○（教育）主幹

ただいまの御質問でございますが、まず防災体制につきましては、皆さんも御承知のように、東日本大震災を初め、熊本地震等で大規模災害に見舞われており、家屋・人命等に甚大な被害を及ぼしているところでございます。

その被害につきましては、文化遺産にも及んでおりまして、当然、常日ごろの防災体制、これは遺憾なく行われているとは思いますが、災害後の文化財の復旧等について対処していかなければなりません。そのときに、文化遺産全体の所在等を把握するようなことをまず目的といたしております。

それから、2 番目の基本構想に定められた方針がどのように反映されるのかということでございますけれども、これは関係する部署と具体的な詰めをしていくことになっていきますが、まずは文化遺産の保護、防災体制等について、こういった計画の中にアップされることによって、文化遺産を小樽市というのは非常に大切にしている都市であるというイメージアップが図られていくものというふうに、こちらとしては期待をいたしております。

○斉藤委員

今まで、そういう明確なものが全くなかったですから、確かに新しい視点というか、大事なことだと思います。

もう一回、最後ですけども、先ほど、総合戦略の改訂という話があって、それに盛り込まれていたのですが、最後のページのところでですけども、「歴史文化基本構想を策定し、有形無形の文化財の保全・活用を図ることで、『日本遺産』認定を目指し」云々という、その後段のほうに、さらに「新たな観光資源を発掘し、磨き上げ」云々という、こういう部分はまさに日本遺産にかかわってくるところで、これが追加されたというのは非常に歓迎すべき話ですが、もう一点、先ほど私が指摘した歴史的風致維持向上計画、いわゆる歴まち法的な観点、これも本来、日本遺産の要素の中に入っていたものですから、こういった内容もこの重点戦略の中に、伝統的建造物群保存地区に連なるような、そういう方向性も組み込んでいったらどうかと、それが入ってしかるべきではないのかなということを 1 点聞いて、終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま、委員御指摘ございましたとおり、今回の総合戦略の見直しの中にも、「歴史文化基本構想を策定し」云々というような項目を加えさせていただいたように、徐々に肉づけというのをしているところでございます。

先ほどの歴史、少し聞き漏らしたのですけれども、伝統的建造物保存地区みたいな文脈で、何らかの方向性を追加していただきたいというようなお話だったかと思うのですが、やはり保存するだけではなくて、活用の観点でもやはり議論を深掘りする必要があるのではないかなというふうに私どもも感じているところでございます。

現在、日本遺産に向けた取り組みであったり、ニトリ小樽芸術村のオープンであったり、歴史的建造物の保全については機運が高まっている、また官民の議論も深まりつつある分野でございますので、こういった議論の方向を見ながら、さらに総合戦略の書きぶりというか、深掘りできないかということにつきましては、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたしたいと存じます。

休憩 午後 2 時 31 分

再開 午後 2 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎マイナンバー制度について

まずは、議案第 22 号、議案第 23 号に関連いたしまして、マイナンバー制度についてお伺いをしたいと思います。

そもそもマイナンバー制度につきましては、我々は、社会保障の給付削減を狙って、国民のプライバシーを危険にさらす制度として一貫して中止、そして廃止を求めてまいりました。このような立場で、質問したいと思います。

まず、マイナンバー制度のメリットについてお伺いしたいと思います。

政府は、行政手続が簡素化されて国民の負担が減るというような形で、この制度についてのメリットを挙げておられますけれども、どのようなメリットと考えられているか、お伺いしたいと思います。

○（総務）津田主幹

まず、マイナンバー制度の導入によって行政機関等における事務が正確、迅速に処理することができるようになると、いわば行政の効率化が図られるというのがあります。

それから、住民の皆様が各種の申請手続をする際に、例えば所得証明などの添付書類が必要となる場合があるのですけれども、これは申請する方に用意していただくものなのですが、マイナンバー制度の導入によりまして、このような添付書類が省略できるようになると、申請時の負担が軽減されるので、手続がしやすくなる、つまり国民の利便性の向上が図られるということがあります。

そして、マイナンバー制度の導入によって、各種社会保障制度における不正受給の防止、いわば公平・公正な社会の実現につながると。国では、以上のようなメリットを掲げております。

○酒井（隆裕）委員

説明のとおりでありますけれども、大まかには、やはり行政サイドには利便性は確かにあると思うのです。ただ、

一般の納税者であるとか、また事業主に対しては、私はそれほどのメリットはないのかなと、むしろ番号の保管をしなければならないセキュリティーの問題、情報漏えいの防止の問題など、かえって私はメリットよりもデメリットが多いということを指摘しておきたいと思います。

そこで、毎回、この問題で聞いているわけでありますけれども、マイナンバー制度について、私は一刻も早く廃止させるべきだというふうに常々申しておりますけれども、小樽市としての考えを伺いたいと思います。

○（総務）津田主幹

市といたしましては、法律に基づきまして、あと国から示されたスケジュールに基づいて導入していくということになるかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎人事評価制度について

次に、議案第27号、人事評価制度についてお伺いしたいと思います。

そもそも導入時から、地方公務員の仕事に成果主義はなじまないということから、我が党としても反対をしてきたわけであります。

今回、人事評価の結果を職員の昇級及び勤勉手当の支給に反映させる時期を先送りするということで改正が行われるということでありますけれども、組合からも、この制度につきまして評価のばらつきなどが生じるということから、今回の先送りになったというふうに聞いております。

実態についてどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○（総務）職員課長

今、御指摘いただきましたとおりですが、昨年の9月末までの能力評価というのを一応結果を見てございます。その中では、やはり私どもとしても、全体として見ますとばらつきがあるということで認識をしているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

◎組織改革について

次に、組織改革についてお伺いをしたいと思います。

以前の質問の中でも伺いましたけれども、これで決定したということではないということで確認してよいかどうか、以前の御答弁の中には見直しもあり得るというお話であったと思うのですが、その後、どのようになっているのかお伺いいたします。

○総務部副参事

以前と同じですけれども、平成30年度に向けていまして、大きな組織改革を予定していますが、今回、各部から提案された項目、五つの重点項目等も決してコンクリートしたものではなく、今後、協議を進める上で見直しは十分考えられるというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

ここで指摘したいというのが、市長は、常々、市民の意見を反映させるということで言っております。今回の組織改革についても、こうした外部の声なども反映させるというのが私は必要ではないのかなと思うのですけれども、そうした考えについてお伺いいたします。

○総務部副参事

外部の声については、大枠の組織図ができましたら、パブリックコメントを予定しておりますので、そのパブリックコメントの中で市民の意見を徴しまして、反映できるものは反映したいというふうに考えております。

（「そんなの聞いてなかったですよ」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

◎石狩湾新港管理組合について

次に、石狩湾新港管理組合についてお聞きしたいと思います。

市長は、我が党の代表質問に対しまして、過度な投資にならないよう常にチェックしていくというような趣旨の御答弁をされたと思います。

小樽市として、石狩湾新港管理組合に対して具体的な取り組みは行われたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港管理組合に対する本市の申し入れについてですが、管理組合から石狩湾新港の次年度予算の港湾関係予算概要などを聞く際には、管理組合の専任副管理者が直接、小樽市長、副市長を訪れまして協議を行う機会等がございます。その際には、本市から、港湾整備の妥当性などについて確認した上で、今後の見通しですとか、経済情勢などを踏まえ、新港の過度の投資にならないようにということで意見を述べているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

以前行われた当委員会の勉強会の中でも若干触れました。例えば、砂のしゅんせつについて100億円もかかっているというような問題でありますとか、また2基目のガントリークレーンについて経済的にペイしないのではないかなというようなお話とかもさせていただいたところであります。それから、さらに小樽市の経済効果についても触れさせていただきました。小樽市の仕事の受注について、例えばゼロのときもあったと、それに対して石狩市は1億5,000万円から2億円の仕事を常に得ているということで、こうしたことについてもしっかりと主張していくべきではないかという趣旨の質問をいたしましたけれども、再度御答弁をお願いできるでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

ただいま、いろいろお話がありました砂のしゅんせつ、それからガントリークレーンの関係、それから工事の受注関係の経済効果ということにつきましても、事あるごとに、そういうような部分では小樽市の意見を言ってもらいましたし、今後とも、これらの部分については引き続き申し入れをしていきたいというふうには思っております。

○酒井（隆裕）委員

そこで、勉強会の中で、濱本委員が質問いたしましたけれども、小樽市から派遣されている職員の業務についてはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港管理組合へ派遣されている職員ですが、今、計画施設グループというところで、計画の上で工事をやっているところに2名、それから管理グループというところで、維持・管理を中心にやっているところに1名、それから議会ですとか、全般的な総務に携わる人間として1名ということで、計4名派遣をしております。

○酒井（隆裕）委員

私としても、やはり意思決定をする機関のところに小樽市の職員が入入ということは、私は求めていくべきではないかなと思っておりますが、そうした考え方についていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

今、お話のありました政策的な分野へのかかわりということですが、今までも石狩湾新港の母体協議の窓口としましては、総務部企画政策室が政策的なかかわりの部分を担っているというところでございますが、やはり小樽港、石狩湾新港の二つを有する本市としましては、さらに石狩湾新港とのかかわりが深めていくために、ポートセールスを担う港湾振興の分野などにおいても、かかわることができないかということについては、今後、協議を進めていきたいというふうには考えてございます。

○総務部長

今の御質問に対するお答えですが、平成29年度に向けては余り時期もなく、急にということは難しいの

ですけれども、市長ですとか、あるいは副市長から、今主幹がお話したようなことで、今後に向けて積極的にいろいろな部署に配置していただけるようにというような話はしてきてございます。

ただ、29年度は、今お話ししたように少し難しいのですが、30年度に向けては、そういったことが可能になるように少し働きかけを強めていきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

いずれにいたしましても、小樽港、そして石狩湾新港、相互の発展というのが小樽市にとって重要なはずであります。

私ども共産党といたしましても、石狩湾新港管理組合に対して無駄な投資についてはするべきではないということで指摘を常々させていただいているところであります。

◎新・市民プールについて

次に、新・市民プールについてお伺いをいたします。

3月9日付の北海道新聞では、市幹部からの発言といたしまして、中松義治前市長時代は、民間施設の充実を理由に新設に難色を示していたという形で紹介されておりますけれども、そもそもこれは事実かどうか、お伺いいたします。

○（教育）生涯スポーツ課長

3月9日の新聞の記事でございますけれども、中松前市長が新設に難色を示していたということが事実かどうかということについてですが、中松前市長におかれましても、たくさんの皆様から建設の要望が寄せられる中で、プール建設に反対だというようなお考えがあったということでは承知しておりません。

ただし、市の財政状況が厳しい中で、どうしても早期に取り組まなければならないさまざまな事業がある中で、プール建設の優先順位が高くならなかったということで承知しております。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです。民間施設の充実を理由にしてできなかったわけではないのです。事実、先ほど御答弁あったとおり、財政状況から難しかったと、市民から要望が上がったけれども、難しかったという、そういった理解だというふうに思います。

ここで伺いたいのは、そもそも、小樽市の中に民間のプールがありますけれども、その市にある民間プールというのは、公認プールなのかどうか、確認したいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

市内にあります民間プールについてですけれども、25メートルの短水路を持つ市内の3施設につきましては、いずれも日本水泳連盟の公認のプールではないということで承知しております。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです。公認のプールではないのです。やはりそれぞれ民間には民間の役割としてしっかりと果たしていただく、それから今求められている新・市民プールについては、公営ならではの役割を求められているというふうに思います。こうした考え方についていかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

公営プールとして、他都市の状況などからも、公の大会、各種大会が誘致できる公認のプールの必要性については十分認識しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

この新聞で、非常に私も見て腹が立ちました。ここで言われているのが、ある元市職員の方が話されたということで、今、厳しい財政状況の中で、プール建設は優先されていないのではないかということが書かれていて、さも民間でできるのだというふうな言い方をされているのです。私は、物すごく問題がある記事だと思います。

そこで、市長は、今回、調査費用という形で計上されたわけでありますけれども、その適地については、これまで私どもが質問してきたところから、全く進んでいないというのが実感であると思います。やはり一刻も早く建設をするためには、そうした適地についてもしっかりと決めていくという、そういったことが必要だと思えます。

その中で、以前に紹介させていただきました小樽掖済会病院の跡、非常によい場所だと思うのです。中心部にも近く、利便性もよく、こういったところを複合施設として活用するということは、私は可能ではないかなと思うのですけれども、改めて考え方を伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

旧小樽掖済会病院跡地につきましては、確かに場所的には利便性の高い場所だとは認識しております。ただ、それゆえに取得費が多額になるであろうということ、あと面積がやや狭いということが課題と考えております。可能性がないというふうには考えてございませんけれども、少々ハードルが高いのかなというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

これ以上は、市長に直接聞かなければ、進まないと思いますけれども、しっかりこうした適地についても、検討を進めるということを行っていただきたいなと思います。

◎聾学校の通学について

次に、聾学校への通学についてお伺いをいたします。

日本共産党に相談が寄せられております。中身というのは、4月から札幌の聾学校に通う子供の話であります。言ってみれば、その方は、送迎バス、小樽から出てほしいということが一番の要望でありました。夫婦とも共稼ぎで、そして子供は聴覚に障害をお持ちであります。何よりも、小学校で言えば1年生に当たるわけで、非常にそうしたことが危惧されるわけであります。

ここで伺いたいのが、こうした問題について、市教委として、小樽市、そして道教委とも連携をして相談に乗るということ、しっかり相談に乗るということを行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいま、札幌聾学校に通う子供の相談ということで御質問がございました。

まず、就学相談につきましては、保護者の希望をお聞きしたり、子供の検査を行ったりして、特別支援学校がいいのか、または市内の小学校の特別支援学級がいいのかなども含め、望ましい就学について、保護者の意向を踏まえながら面談を実施し、最終的には保護者が進学先を決定しているところでございますが、教育委員会に相談が寄せられた場合には、教育委員会の所管であればこちらで対応させていただきますが、例えば道立学校のことであれば道教委に、移動支援が必要な場合には福祉部につなぐなどして、しかるべき関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

このことで所管に伺ったときには、なかなかいい答えが返ってこないというのが、今からする質問の中であるのですけれども、そもそもやっぱり障害者差別解消法が策定されて、それが実施されているというわけでありますから、私はこれをきっかけにして、小樽市としてきちんと制度をつくってほしいと思うのです。そもそも、小樽聾学校があればこういったことにはならなかった。やはり大人の理由なのです。ですから、そういった制度設計について検討するお考えはないのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長

いかがですか。

（「難しいな」と呼ぶ者あり）

（「難しい」と呼ぶ者あり）

（「答えられないでしょう」と呼ぶ者あり）

教育長、いかがですか。

○教育長

制度設計の関係ですけれども、制度とすれば、例えば札幌聾学校に通う場合は、就学奨励費という制度があって、子供の通学にかかる経費については、今、道立学校を設置したときから、道が支給するという形になっています。

また、いろいろな形で、福祉の分野でも、そういう制度設計というか、そういう部分も制度としては、現在はないかもしれませんが、実際にはなかなか難しい部分の中で動いています。そういった意味で、道教委などとも連携を図りながら、その子供のためにどうやったらいい形になるのかということも含めて、福祉部とも話をして、連携をとりながらいろいろな面で研究をしてみたいというふうに思います。

○酒井（隆裕）委員

なかなか答えづらいことだと思うのです。

ただ、札幌聾学校には、小樽市からも中学生 2 人が通っているという話であります。それから、札幌市内ではバスも出ているという話もあります。

いずれにいたしましても、子供たちがしっかりとそういった教育を受けられるために、適切な研究なども行っていただきたいと思います。

◎生活再建支援について

最後に、滞納整理による生活再建支援についてであります。

ここでは、滋賀県野洲市の取り組みについて紹介させていただきたいと思います。ここでは、債権管理条例、このニックネームがまたおもしろいんですね。「ようこそ滞納いただきました条例」というのがあるそうであります。条例では、著しい生活困窮状態で、徴収の見込みがないと市長が認めた場合は、徴収金を取り立てず、放棄できることにしました。さらに、住民税や固定資産税、ここでは国保税のほかに、給食費や水道料金などによって生じる滞納債権を債権管理室が一元的に管理するというものであります。

ここで重要なのが、税金を納めたくても、納められない人が圧倒的、こんな市民から税金を取り立てていいのかという立場を貫いていることであります。もちろん制度上の違いもあって、本市にそのまま当てはまるとは言えないものでありますけれども、こうした都市の事例について所感を伺いたいと思います。

○（財政）納税課長

所感ということですが、まず先ほどの債権管理条例、「ようこそ滞納いただきました条例」という部分は、少なくとも受け入れがたい部分はあるなというふうには感じております。ただ一方で、その生活困窮者の考え方という部分で、我々も考えなければならない部分があるのは御指摘のとおりだと思います。

私たちの業務というのは、当然、自主財源の確保として税の徴収、それと大多数の優良納税義務者のためにも、税の公平性の確保というのが基本的な考え方ですから、そのことが法律でも厳格に、私たちの業務の義務としてうたわれているところでありますけれども、一方で、先ほど来ありました財産がないような場合については、徴収の猶予ですとか、換価の猶予、さらには滞納処分の停止など、法律上、対応するための条項というのもしさまざま定められているところであります。それにのっとって我々も、財産状況、収入状況などに応じた滞納整理を進めているところでございます。

また、生活支援的な部分で言いますと、納税課主体で進めていくのはなかなか困難ではありますけれども、納税交渉の中で、例えば多重債務がある場合などは消費者センターに案内したり、あるいは生活サポートセンター「たるさぼ」とも連携をとって滞納整理を進めている事例もあるなど、必要に応じて連携をとっているという部分もございます。

それと、債権管理条例についてもお話がありましたけれども、この債権管理条例というのは、多くの自治体では

制定していますが、中身といたしましては、まず自治体債権、これは税だけではなく、主に税以外の収入について規定しているところが多いのですが、それら債権の適正な管理とそれらの債権によって時効の考え方が違いますので、それらの債権の放棄などを目的として制定しているものでありまして、道内でも主要10市の中で半数近くが制定しているところであります。

小樽市においても、債権管理条例の制定に向けて、現在、検討を始めているところではあるのですが、その制定に当たっては、先ほど来のように、安易に何でも放棄するというふうには決してなりませんので、やはり生活困窮なども含めて、債権放棄の条件としてどのようなものが適切か、どのようなものを盛り込むべきかというのを慎重に判断してまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

今、小樽市としても債権管理条例制定を進めているという話、策定に向けて進めていると、検討を進めているという話でありますけれども、やはり重要なのは、この野洲市の事例でもあり、著しい生活困窮状態で徴収の見込みがないと認める場合には債権が放棄できると、私はこういうところはやはり大事にしたほうがいいのではないかなと思うのです。この都市に限らず、さまざまな都市で、このように滞納整理による生活再建支援という、そういう制度をやっておりますので、ぜひそういった他都市の状況なども研究していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

財産などがなく、徴収の見込みがない場合につきましては、これまでも、先ほど申しました徴収の猶予、換価の猶予、そして滞納処分の執行停止というものによりまして、法的な手続の中で徴収をあきらめるといいますか、そういう部分も手続としてはございますので、引き続き、それらについては適用していきたいと考えております。

また、債権管理条例の中でも、繰り返しになりますけれども、生活困窮というので、どうの方が徴収の見込みがないのかという判断もなかなか難しい部分ありますので、その辺の部分については、他都市の債権管理条例の制定状況なども鑑みながら判断してまいりたいと考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎小樽市の計画構想等の変更と改定について

1 点目、市の計画構想等の変更、改定について伺います。

市は、たくさんの計画構想等を策定されておりますけれども、この計画を、構想を策定するそもその理由や目的をお聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

計画を策定する理由についてでありますけれども、まず代表的な計画として総合計画を例にとりますと、効果的・効率的な市政運営を行うために将来的な展望に立った指針とするため、構想部分につきましては、目指すべき将来の姿を描き、それを実現するための基本的な方針を定め、そして計画につきましては、構想に基づいて施策の体系を定めて、その展開方向と主要な事業、こういったものを示すものとして策定するものであります。

○佐々木委員

現在、本市にある計画、構想の数は幾つぐらいになりますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

計画、構想の数ですが、平成28年4月現在で、約80となっております。

○佐々木委員

そのたくさんの計画、構想、こういうものをこれまでつくってきているわけですが、その策定の一般的な手法はどういう方法でしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

策定の手法でございますけれども、市の内部のみで策定する計画から、関係者、有識者、市民等の会議に諮るもの、そして議決を要するものまでさまざまでございます。一般的には、市政の広範にわたる上位計画ほど多くのプロセスを経て策定されています。

なお、市の施策に関する基本的な計画、指針等の策定、また改廃に当たってはパブリックコメントをとることとしております。

○佐々木委員

そういうおおよそのものが市の内部だけ、そういうのもあるということですが、その上位計画になればなるほど内部だけでつくらず、パブリックコメント等をとってやる、そういう手法をとるのはなぜでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

計画の策定に当たって、幅広い視点の提案やチェックを受けることで、まず計画の質を高めていくことや計画の策定過程の公正性・透明性の確保、また市民や関係者の意見を市政へ反映するため、そういったことで、またできるだけ多くの方の市政への理解を深めるため、そういった理由で外部の参加を求めているところでございます。

○佐々木委員

これらの計画、構想が、国や道、その他の自治体と関係する場合の扱い方はどうなっていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

国や道などと関係する場合でございますけれども、国や道との方針等との整合性を求められるものにつきましては、例えば事前協議や報告など、こういったものを行うことになっております。

また、ほかの自治体と関係する場合につきましては、例えば北しりべし定住自立圏共生ビジョンの改正の例でございますと、定住自立圏を構成する 6 市町村間で協議した上で改定素案を策定して、共生ビジョン懇談会、こちらで意見聴取等を経て改正すると、そういった流れでございます。

○佐々木委員

やはり相当な整合性が必要ということで、協議が必要だというふうに伺いました。

そのつくった計画、構想を変更、改定、いわゆる進行管理と呼ぶそうですが、それはどのような手法で行われるのが一般的でしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

計画の進行管理でございますけれども、一般的には、計画の進捗状況を必要に応じて成果指標なども活用しながら把握して、計画と実際の差異がある場合など、こういった場合には必要に応じて見直しをかけて改善を図っていく、いわゆる P D C A サイクルを意識した進行管理が近年は一般的になってございます。

○佐々木委員

そういう見直しをするということですが、策定時に市民参加とか、幅広い視点とかということで、第三者の意見を取り入れたりして進めております。それで情報オープンというお話もありました。

ですから、当然、この変更する場合についても、そういう視点というのは必要だと思いますが、そういう視点は反映をされているでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

その変更する場合がありますけれども、どの程度の改定かということによっても手続は異なってくるものと思います。軽微な変更など、市の内部手続のみで変更する場合がありますけれども、相当程度の改定であれば、パブリックコ

メントですとか、それぞれの計画において必要な手続を経て改定するという流れが一般的かと思います。

○佐々木委員

軽微か重大かというその境目というか、それはどなたが、どの辺で決めるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

そういったものは、ルール化されているものもあれば、ルール化されていない、特にはっきりした線引きが定まっていないものもあって、その都度、判断ということになるかと思います。

また、誰がということになりますと、最終的には、策定した主体の責任者ということになるかと思います。

○佐々木委員

その策定の責任者というのには、市長とかも入る場合があるのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

はい。執行機関の長でありますので、そういった場合もあると思います。

○佐々木委員

もしそういうあれで、市長が決めるということですが、計画の変更がそれでは行われるとした場合、行われるとなった場合、他の関連計画への影響とか、そごだとか、そういうものが生じる心配があると思うのですが、そういう場合はどうしていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

複数の計画に、そういった同じ案件が登載されているという場合には、影響はあるという場合もございますので、変更の内容によっては関連計画も変更する必要がある場合がございます。

○佐々木委員

そういうふうに周りに影響が行くということですね。

先ほど、国や道やほかの自治体の関連団体というところもお聞きしましたけれども、そういうほうとは、どうするのでしょうか、変えた場合。当然、約束をして、こうやって進めますよと言っているものが、突然変わりましたということになれば、そちらへもきちんとした連絡が必要だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

これも一般論となってしまいますけれども、また進捗の段階ですとか、変更の内容によって、特段、対応が不要なものですとか、協議等が必要な場合など、さまざまあるものと思われま。

○佐々木委員

例えば、補助金を国や道がその計画に支出しているとか、そのほかこうやりますよと言っているのをやらないということになるわけですから、信用問題等、そういうところにもかかわると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

これも仮の場合ですけれども、例えば補助金支出しているですとか、そういった既に実行段階にあるというものについては、やはりそこで変更するとなると、関係機関等にも相当な影響があると思われま。

○佐々木委員

相当な影響が及ぶということですね。

私は、最初から一般的な話でお聞きしていますので、これからも一般的な話ですが、例えば、先ほど、責任者のうちの一人でありました市長、首長ですね。その首長が唐突に一側面、一方的な思いだけで、余り専門的知見もあると思えない、そういう考えに基づいて、こういう計画を一方的に変更したいと、するというふうになっ

たとき、さらに軽微な変更だから、これは私がやるのだというようなことも、ひょっとすると今までのお答えの中をお聞きしていると、あり得てしまうのかなと思って非常に心配したのですが、これは一般的な話です。

一般的に、計画、構想に対して、時々市長、首長は、これどういうふうにかかわるべきなのか、自分の公約等もきつとあるでしょうけれども、そういう際に、首長がこういう計画、構想に対して留意しなければならない点は、一般的にどういうことになるでしょうか。

(発言する者あり)

○(総務)企画政策室品川主幹

これも一般論でお答えいたします。

一般的には、行政の継続性というのがありますので、計画、構想に沿って執行していくものと考えますが、時々市長の政策と既存の計画にそごが生じた場合ですとか、社会情勢の変化等によって変更が必要になる場合もありますので、その際には、必要な手続を経て変更するということもあり得ると思います。

また、計画、構想がみだりに変更するべきではないとは思いますが、計画策定時と状況が変わったときなど、変更するしない、どちらが公益にかなうのか、そういったことを考慮して慎重に検討すべきだと考えます。

○佐々木委員

今、そういう場合は、必要な手続を経てというふうにお話がありました。一般的に、必要な手続というのは、どのように考えておられるでしょうか。

(「その手続までも変更しちゃうんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○総務部長

庁内に策定会議というようなものを設けてございまして、そこには市長ですとか、副市長、それから関係の部長とかが入っておりまして、そういった中で、先ほど来、委員からいろいろ御質問ございました、いろいろ変更のある場合とか、影響のある場合、こういった場合も含めて、そういった策定会議の中でいろいろ議論しますので、極端に誰かが一つだけ変えたので大きく変わるという、そういったことではなくて、皆さんでそういった議論をしながら進めてまいりますので、その辺の御心配には当たらないかなというふうには考えてございます。

○佐々木委員

信用しないわけではないのですけれども、先ほども伺いましたように、やはり策定のときにオープンにする、それから第三者の意見を聞く、市民に意見を聞くことでいろいろな利点があるということです、そういう方法も含めて、新規の計画策定時や何かについては、変更改定の手順とか、手続とかの項を入れて、文書にして、その中に起こして、きちんと定めておくのがいいのではないのかなというふうに思うのですが、この件の最後に、その点について、お願いします。

(「市長呼んで聞かせたほうがよくない、これ」と呼ぶ者あり)

○(総務)企画政策室品川主幹

一つの例として、このたび条例案を提案しました総合計画についてですが、こちら継続審査ということになってございますけれども、このたび、変更手続を含めて条例案として提案したところでございますが、変更の手続につきましては、計画の性質ですとか、変更、改定の程度にもよるため、市の計画全ての共通ルールとすることは難しいと思いますので、個々の計画において、その必要性ですとか、手法を判断すべきものと考えております。

○佐々木委員

きょうは、一般のお話でお聞きしましたけれども、一般的にできるだけ多くのこういうものについては、そういう手法を取り入れていただけるようお願いして、この質問を終わります。

◎防災について

2 点目、防災について伺います。

このたび、日本海沿岸、新たな津波予測図ということで道から発表がありまして、おおむね数百年から千年に一度程度の頻度で発生する最大クラスの津波を想定ということで、小樽市への影響についてと、これを受けての今後の小樽市の対応策についてお聞きしておきたいと思います。

まず、2010年に、最初に出たハザードマップをつくるためのもとなった津波浸水予測と今回2016年の津波浸水想定との主な相違点についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室半田主幹

平成22年に北海道が行った津波浸水予測につきましては、国の地震調査研究推進本部等の資料を活用した北海道独自の津波断層モデルを設定して予測したものでしたが、本年2月8日に公表された新たな津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、26年8月26日に国が公表した日本海沿岸におけるモデルをもとに、道が独自に、津波断層モデルを設定するなどの独自の視点を加え、15のモデルを設定し、最大クラスの津波による浸水区域及び浸水深を公表したものであります。

○佐々木委員

少し難しかったですけれども。津波を起こす断層モデル、2010年のときと2016年のときで違うようですが、場所も、その他も、この違いについてもう少し具体的に説明してください。

○（総務）災害対策室半田主幹

断層モデルの違いにつきましては、本市に最も影響を与える津波断層モデルにつきましては、平成22年のモデルでは、北海道北西沖の二つの地震と留萌沖の地震、この三つでしたが、このたびの想定では、北海道北西沖で発生するモデルが一つと留萌沖で発生する地震が二つ示されております。このうち、留萌沖の沿岸側の地震は沿岸に近いので、津波による影響が大きいとして、北海道が独自に設定したモデルとなっております。

○佐々木委員

前回と違うということですね、もともとの発生源が。そこから生じる津波の影響開始時間、最大遡上高、これ両者のここに来る津波の違いについて説明してください。

○（総務）災害対策室半田主幹

まず、津波の影響開始時間につきましては、海岸・海中の人命に影響が出るおそれのある津波による水位変化が生じるまでの時間を指しておりますが、これで比較いたしますと、早くなったのは塩谷漁港のみで、23分から21分になっております。そのほかの地域では、同じか1から2分遅くなっており、いずれも留萌沖の沿岸側の地震によるものであります。

次に、最大遡上高につきましては、このたび公表された最大遡上高は、各地区の代表地点における津波が到達する最も高い標高を指しますが、本市における最大の最大遡上高は塩谷漁港の7.83メートルであり、平成22年の予測では2.03メートルでありましたので、およそ4倍の高さまで到達する想定となっております。

○佐々木委員

今、例えば塩谷の一番高いのが来るという、高い遡上高のところは話していただきましたけれども、私も見てみましたが、それ以外のところ、例えば銭函やそれから運河等のところでも相当な高さになって、今までよりも相当高くなっているということで、影響も大きいのかなというふうに思います。

私が気になったのは、2016年のこのモデルで、単に規模が大きくなっているだけではなくて、非常に、最初の、第一波というのですか、その来るのがいきなり高いものが来るという想定になっているようなのですね。その辺のところが、逃げたりなんだり避難をするときに非常に影響があるのかなというふうに思いましたけれども、まずもう少し具体的に聞きますが、結果として浸水想定区域や面積の違い等について、これも報道されていますけれども、小樽市の場合を示してください。

○（総務）災害対策室半田主幹

浸水想定区域と面積につきましては、一例で申し上げますと、運河にかかっている竜宮橋から於古発川にかけての小樽運河沿いの地域で前回の浸水想定と比較いたしますと、これまで港湾福祉センターや旧農政事務所付近と運河の散策路、この部分が浸水の範囲でしたが、新たな想定では、運河から山側に150メートルから200メートル離れて並行に走る市道本通線付近まで浸水範囲となっております。このほか、蘭島や塩谷、銭函も含め、全体的にこれまでと比べ範囲は広がっており、浸水面積につきましては、これまで130ヘクタールということで公表されておりましたが、新たな浸水想定では520ヘクタールと4倍になっております。

○佐々木委員

その広がった地域の戸数、世帯数というか、人数は把握されているのでしょうか。新聞報道では、夜の間にそこにいる人が一番影響が大きいだろうということで、夜間推計人口なども出ているようですが、どうでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

浸水区域内の戸数や世帯数、人数などは、現状では把握しておりませんが、今後、公表される予定の平成27年国勢調査のGIS用のデータ、これを活用いたしまして、浸水区域内の人口について推計してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

わかり次第、報告をお願いしたいと思います。

この想定を受けて、市としてどのような対策をとるのか、方向性だけでも示していただければと思います。

○（総務）災害対策室半田主幹

今回の想定を踏まえた防災対策につきましては、今回の津波浸水想定を周知するため、津波ハザードマップの作成や沿岸の町会に避難訓練の実施を改めて呼びかけるほか、避難場所や避難路などについて地域ごとに設定する津波避難計画の策定に着手してまいりたいと考えております。

また、津波ハザードマップの完成には、発注から約半年程度を要することから、それまでの間、浸水区域を確認いただくため、区域ごとの浸水想定区域図を作成し、2月14日からホームページ上に掲載したところであります。

○佐々木委員

きっと津波だけではなくて、地震の影響も相当なもの、同時に、もしくは津波の前に、最大マグニチュード7.9の地震をこれ想定していますけれども、小樽市の影響を考えると、当然これが同時に来たときの防災計画というものも見直す必要があるのではないかというふうに思うのですが、その辺のところについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

これまで、地域防災計画には、地震災害対策として震度に応じた応急活動体制の確立や情報収集体制のほか、地震発生時における職員初動マニュアル等について規定しておりましたが、津波の避難場所や避難路などを地域ごとに設定する津波避難計画については未策定でありましたので、策定に着手してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

それから、このハザードマップに従って、これまで各町会が行ってきた津波の避難訓練、避難の要領等で、この内容について変更等は出てくるでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

これまで行ってきた訓練において、設定していた避難場所については、今回の想定を踏まえましても十分な高さがある場所に設定されていたことから、訓練の内容や要領を変更する必要はないものと考えております。

○佐々木委員

どうか対応をよろしく願いしたいと思います。安全・安心の小樽市を、これからも目指していただきたい

と思います。

それと同時に、この件で 2 番目に、防災の同報系無線について伺います。

この同報系の無線については、津波の避難訓練、今お話しさせていただいた町会の避難訓練や何かのときにも、反省事項で、やはり広報車や何かが回って、この移動系の放送をするというものが、家の中で、例えばテレビをつけてテレビを見ていたというような場合には聞こえないという反省が数多く出ておりました。そういう意味では、今回の同報系無線による避難通報というのは、最も私も良好な方法だと思ってこれまでも話をさせてもらっていましたが、設置に向けてこれを進めていくと、この方向で進めていく今回は予算づけだというふうに確認させていただいていいでしょうか。

そうであれば、非常にうちの朝里町会の皆さんも、これについては非常に朗報だというふうに思うのですけれども。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

このたびの、平成29年度予算の計上に当たりましてですけれども、津波高潮災害時における避難情報伝達の迅速性と確実性の向上、それと情報伝達手段の多重化ということを目的としまして、同報系の防災行政無線の導入に向けての基本設計業務の予算計上ということでございますので、災害対策室といたしましては、今回の予算を認めていただきまして、専門的な知識やノウハウを使って効率的で効果的な施設の設計を進めて、導入が実現できるように進めていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

防災の件で最後ですが、もし同報系無線を設置するとなった場合、国や道からの補助や助成はどうなっているのでしょうか。

たしか、以前お聞きしたときには、補助メニューはないということで、設置には非常に及び腰だったというふうに記憶しているのですが、いかがですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

現在におきましても、導入に当たっての国庫補助ですとか、交付金事業のメニューというのはございませんけれども、設置に当たっての財源といたしましては、起債事業ということで、過疎債ですとか、あともう一つ、緊急防災減災事業債、これは過疎債と同じ率の充当率と交付税措置率でありまして、事業期間が延長されてというような起債事業ですけれども、要はこれらの事業を活用して進めていきたいというふうには考えてございます。

○佐々木委員

どうかよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

◎コミュニティ・スクールについて

3 点目の質問は、コミュニティ・スクールについて伺います。

林下議員の代表質問でもお尋ねさせていただきましたコミュニティ・スクールについて、もう少し詳しく伺います。

新年度から、コミュニティ・スクール導入について検討するために、小学校 2 校に推進委員会を設立することですけれども、最初に導入促進事業について伺いますが、推進委員会設置校の主な研究内容はどのような内容でしょうか。

研究方法や、18万円の予算がついていますが、その用途についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

このたびの推進委員会設置校の主な研究内容につきまして、まず御説明いたしますが、研究内容につきましては、それぞれの学校が目指すコミュニティ・スクール像、それから運営協議会のメンバーなどを検討する形になっており

ます。

次に、研究方法でございますが、先進地の視察、それから講師を招聘した制度の説明会を通して理解を促進して、情報共有していくというものでございます。

それから、事業費18万円の使い道ということでございますが、今、研究方法のところでも申しました制度の説明会についての講師への謝礼、それから旅費、地域や家庭への啓発のリーフレットの作成経費を考えております。

○佐々木委員

この導入促進事業を見せていただくと、教員事務職員の加配措置も使えるようになってはいますが、こういうものの利用はどうなっていますか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

平成29年度の、この事業にかかわる加配の部分につきましては、今回、小学校2校ということですが、それぞれの学校で1名ずつ教員の加配の申請を行って、現在は正式な通知を待っているところでございます。

○佐々木委員

そういう方が入れば、少しでも助かるかなと思いますけれども。

これの教員への理解というのは、校内のことですから、研究会をやれば広がると思いますけれども、地域への理解を深める方法というのは、どういうふうに考えておられるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

地域の方々への理解を深める方法ということで、まず学校への参画により、一番まず大切なのは、実際に保護者、地域の方々に参加してもらうことは言うまでもないのですが、当然、それに参加してもらうためには、もたらされるさまざまな効果、それから魅力、これについて知っていただくためにリーフレット等で啓発することが大事ではないかなと考えております。

具体的に、その導入によりもたらされる効果ということで、例えば地域の方々がつながる場として学校が機能することで地域のネットワークが形成されるということ、それから子供たちにとっては地域のいろいろな人が学校にかかわるため、学びに多様性が生まれると、そのようなメリットを考えてございます。

○佐々木委員

内容についてお聞きしますが、現在も学校には、学校評議員制度とか、親であればPTA組織があります。地域の方々や保護者、学校外の第三者の参画というのは、もう実際には進んでいると思うのですが、また新たにそこにコミュニティ・スクールという考えを持つてくる必要性というのはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

今、委員が御指摘の学校評議員制度とか、PTA組織は、既に、確かにございます。例えば、学校評議員制度について申しますと、これは校長の求めに応じて保護者や地域の方々の意見を聞く制度であります。それに対して、コミュニティ・スクールというのは、法的に位置づけられた合議体、学校運営協議会という合議体ですが、そういうものでございまして、権限と、より重い責任を有する委員の意見が反映されるということで、学校運営の改善や充実が図られると。また、共通したビジョンを持った教育活動等が可能となりまして、一方的な支援にとどまらない組織的、継続的な連携、それから協働体制の確立が可能となるということから、必要性はあるものと考えております。

○佐々木委員

具体的に、学校にはどんな組織が置かれるのでしょうか。

メンバーとか、その方の身分とかはどうなりますか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

まず、どういう組織が置かれるかということでございますが、学校運営協議会という合議体が設置されます。

委員の構成といたしましては、まず保護者、地域の方々、そのほかでは、例えば校長、教職員、それから大学教授等の有識者、学校支援地域本部の関係者などが考えられております。

また、身分につきましては、特別職の非常勤の地方公務員という形で決められてございます。

○佐々木委員

特別職の非常勤の特別地方公務員ということは、私たちと同じかなというふうに思うのですけれども、守秘義務等はどうかしているのでしょうか。児童・生徒、教職員の個人情報等に触れる場合もあると思うのですけれども。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

委員が御指摘のとおり、個人情報、子供たちの個人情報というのは、触れる場面も出てまいります。そういう協議の中で、児童・生徒や職員等に関する個人的な情報を、職務上知り得る可能性がありますので、そのため、今後定める予定になっております教育委員会の規則、学校運営協議会に関する規則におきまして、守秘義務を規定するという事で考えてございます。

○佐々木委員

推進事業で検討するときに考えていただきたいことを２点ほどお話しさせてもらいますが、導入が進まない要因で挙げていただいた中で、管理職や教職員の負担がふえるのではないかというところの質問があったのに、導入前は61.2%が、そういう懸念があると、それが導入されてからは51.8%になっているので下がっているでしょうというお答えだったと思うのですけれども、実際にはまだ導入された結果、やはり多忙化というのは、半分以上の人がこれはやはりそのとおりだと、多忙化が進んでいるよということのお答えだったというふうに読むのが正しいのではないかなと思って私は見ました。

教職員の超勤解消という、今進めているさまざまな制度について、それに逆行するのではないかというふうに思いますので、ぜひ重要な多忙化にならない、超勤解消、多忙化にならないということについても、ぜひ検討課題としてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

確かに、委員が今おっしゃいました手引の中には、そのような調査結果というのは示されてございます。

一方で、例えば学校の家庭科の授業で手伝うとか、そういうような学習支援、それから花壇の手入れなどの学校環境の美化など、地域の方々や保護者の方々が、これまで教職員が担っていたものについて役割を分担するという事で教職員の負担が軽減されて、子供に向き合う時間が確保できるという部分もございますので、そういう部分も一つのメリットというふうには考えてございます。

○佐々木委員

今の質問は、そういうことを検討課題として取り扱ってくださいよという質問だったのですけれども。

○（教育）学校教育支援室長

今、委員から、教員の超勤解消に逆行しないように検討していただきたいというようなお話でしたけれども、もちろん新しい事業をやるものですから、教員はやはりまた負担感がふえるのではないだろうかという不安に思っている教員も多いのではないだろうかというのは、こちらも認識してございます。

それで、今、実際に実施した学校においては、今、主幹が言ったように、かえってやる事が進行することによって、どんどん負担感解消していくという事例も数多く今出されておりますから、今後、そういうところのメリットもお示しすることと、今後、検討、いろいろどういう形にしていっていいのかということを検討していく中で、やはり教員の過度の負担にならないように、そういうこともひとつ大切に考えながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

よろしくお願いします。

この項、最後ですけれども、この中で、学校運営協議会の機能の一つに、教職員の任用に関して教育委員会の意見が述べられるというふうになっています。このことを、実はこの議会の中ではすっかり有名になっているのですけれども、地方公務員法第15条で、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」という任用の根本基準があります。この根本基準以外の要素で、教職員についての任用が行われることにならないのかなというのが少々心配ですが、この辺のところについていかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

教職員の任用について意見が述べられるという部分で、よく誤解されがちな部分ではあるのですけれども、教職員の任用ということについては、教職員の個別の案件ではありませんで、例えば協議会の中で承認された学校運営の、これは校長が策定した学校への基本方針、これに基づく教職員の任用について意見を述べられるものというふうにされております。

具体的に申しますと、例えば英語教育に力を入れることを学校運営の基本方針に掲げた場合は、英語の免許を持った教員を配置してほしいとか、そういうような意見などが考えられております。これは、あくまでも任命権者の任命権の行使とか、そのものを拘束するものではなくて、また校長の意見を具申する権利そのものに変更が生じるものではないと考えております。

○佐々木委員

そういうところも注意をされて、よろしくお願いをしたいと思います。

◎小樽市教育支援センターについて

最後に小樽市教育支援センターについて伺います。

教育委員会は、不登校児童生徒への支援充実のために学校適応指導教室、ふれあい教室とっていましたね、教育支援センターに改編するということです。

現状について、これまで適応指導教室在籍数は、全不登校者数のどれほどに当たっておりますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

1月末現在ですが、適応指導教室の在籍数は、不登校児童生徒の約26%となっております。

○佐々木委員

大体4人に1人がここに在籍をしているということですね。

きょう、説明いただいた中で、2015年から2016年にかけて、在籍数も1日の通級数も非常にふえております。特に、1日の通級数は、その在籍数の2分の1弱から3分2強にまで伸びていると。この原因というのは、どの辺にあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

昨年7月に支援員が配置されて、支援員が不登校傾向の児童・生徒が在籍する小・中学校を全て訪問して、一人一人の状況を把握し、支援のあり方について学校と協議してまいりました。その中で、支援員が学校とともに児童・生徒の家庭を訪問し、教育相談や保護者との面談を行ったり、手紙を書いて適応指導教室への通級を促したり、一緒に学校に付き添って登校したりするなどして、一人一人の状況に応じた支援を行ってまいりました。

その結果、長期間引きこもっていた生徒が適応指導教室へ通級するようになったケースもあり、相談の対象となった児童・生徒数は、平成27年度は29名でしたが、28年度には94名となっており、それが適応指導教室へ通級する児童・生徒の増加につながっているものと考えております。

○佐々木委員

やはりその支援員の方の働き、また、今度はコーディネーターですか、そういうふうになっていくところで、さらに御活躍をいただければ、非常に有効な手段なのだなというのがよくわかりました。

この中には書かれていないのですが、教育支援センター設置によって、やむを得ず不登校状態にある子供にできるだけ教育支援センターに来てもらいたいという思いで、こういう改編を行ったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育支援センターは、不登校児童生徒への支援と不登校の未然防止及び学校教育上、または生徒指導上の課題の解決のための相談を行う機関として設置することとなっておりますので、児童・生徒一人一人の状況に応じた支援をまずは第一に考え、その環境を充実させることで子供たちに来てもらいたいという思いで設置しております。

○佐々木委員

やはりそうですね、そういう思いでやっておられるということでしたこの支援室ですけれども、話をその中に入れてもらいますが、ふれあいルームだけではなくて、ふらっとルームというのを新設されていますけれども、なぜこのふらっとルームというものを新設されたのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

先ほども触れましたが、支援員の活動により適応指導教室へ通級する児童・生徒がふえたことで、もっと静かなところで勉強したいといって相談室などの別室で学習する子供もおり、一人一人の状況に応じた登校支援を行うための環境を用意する必要性が生じてきたことから、より選択の幅を広げることで支援の充実を図りたいと考え、設置することといたしました。

○佐々木委員

ふらっとルームに、図書館での開設というのが入っておりますけれども、少々心配なのは、図書館には一般の方も来られていますが、この時間帯に小学生や中学生がいるということに違和感を感じて、何かあったら嫌だなというふうに思うのですが、その辺への配慮というのはどういうふうになっていますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、図書館での開設についてですが、2階の奥にある会議室を教室としており、一般客の出入りが少ない場所になるように配慮しております。

また、小・中学校の団体が見学などに来る場合には、事前に図書館から情報を教えてもらったりするなどして、図書館と連携を図りながら配慮してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

もう一つ心配なのは、旧ふれあい教室から、結局この部屋の数、こうやってふやしたり場所をふやしたにもかかわらず、指導者というか、支援者の人数は変わっていないように思うのですが、対応は大丈夫ですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

これまで、ふれあいでは4名で指導しておりましたが、例えばふらっとルームが、今後、利用者が多くなってきた場合には、ふらっとルームも複数の指導者で対応するなど、それぞれの今後の利用状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

だけれども、4人は4人ですね。

ふれあいルームのほうはわかっているのですが、ふらっとルームに出席した場合も、在籍学校の出席日数には入ってもらえるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

学校での出席扱いにつきましては、あくまでも校長の判断となりますが、ふらっとルームについても、教員免許を持った指導員が学習指導などを行いますので、ふれあいルームと同様に出席扱いが妥当であると考えております。

○佐々木委員

最後の質問です。

教育相談事業というのもこの中に入っておりますけれども、この点で新しい取り組みというのがどういふのがあ
るのか、お聞きします。

聞くところによると、児童・生徒本人だけではなくて、やはり保護者の皆さんのそういう子供を抱えての悩みも
非常に深いということで、いろいろな方とできれば相談したいということもあって、そういう保護者の方に対する
フォローというのも強化していただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育相談事業につきましては、ケースに応じて教育支援コーディネーターや専任指導員だけではなくて、スケー
ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが電話相談、それから来所相談だけではなく、学校や家庭を訪
問して相談に応じるなど、さまざまなケースに応じて保護者の方の相談や要望にできるだけ応えられるよう教育相
談体制を強化してまいりたいと考えております。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時08分

再開 午後 4 時18分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○濱本委員

まず、報告を聞いて何点か伺いたいと思います。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画について

まず、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画、今回、報告をいただきました。

策定のされた中身のことも、この策定に関しては、自民党は、昨年の、平成28年第2回定例会からずっとこ
の間、策定会議に商工会議所の委員を意図的に外したのを、もとに戻してはどうですかということをずっと主張し
てきた。その間、副市長が就任した後、商工会議所とのやりとりをしながら改善に向けてという、多分、そういう
発言をずっとされていたのですが、結果として実現されなかった。議会側の要望が実現されなかった。このこと
に関して、まず窓口だった副市長、窓口というよりは御自分がその仕事を担うと言っていたのです。結果を出せな
かったということに対して、副市長としてどういう認識ですか。

○副市長

結果的に委員になることができないで、報告が結果的にできたということに関していえば、私とすれば私自身の
力不足、または私どもの考え方が十分に理解されなかったということ言えば、私としては大変残念には思ってお
ります。

ただ、策定委員会が開催されたその後、商工会議所と事務的には私どもから説明を伺いながら、そのやりとり
について説明をしながら進めてきておりますので、中身の議論については、向こうにも十分意思は伝わっているのか
なというふうに思いますし、また、その都度、商工会議所の考え方についても、担当を通じながらこちらに伝わ
ってきておりますので、意思の疎通という意味では肅々できてはいたのかなと思います。ただ、残念ながら、当初私
が考えていた、何とか委員ということで、私が委員に加えるということと言ったわけではございませんけれども、

何とかいい方法、その辺のところの調整がつく方法がないかということで努力はいたしましたけれども、結果としてそういう形にならなかったということについては、私自身の力不足かなというふうに考えております。

○濱本委員

今の副市長のお話では、委員には結局戻せなかったと。しかしながら、意思は伝わっているし、向こうの意思も、この計画書に反映されているというような発言も一部あったかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○副市長

反映されているという言葉では私は言いませんでした。

向こうの考えていること、商工会議所側が考えていること、それから私どもが意図したこと、その考え方とか表現とかということについては、双方で情報のやりとりを行っていますので、その辺は通じているのかなということで、反映されているということでは決して言っておりません。

○濱本委員

いやいや、違うですよ。やりとりというのは、違うですよ、これをつくるために現実には策定委員会に参加していないわけですよ、委員としては。では、改めて聞きます、このまちづくり計画の中に商工会議所の意見、考え方、それは反映されていますか。

○副市長

考え方の全てが反映されているということはないと思いますけれども、その考え方の一部については共通するものは入っているものというふうには理解しております。

○濱本委員

これは相手のあることですから、商工会議所がこの計画を見て、自分たちの意見が、それは度合いはありますよ、ゼロか百か、どちらかということはある得ませんけれども、その認識については改めて、我々は商工会議所と接触して確認をさせてもらいたいと思います。

◎組織改革について

次、報告を受けた組織改革ですが、この組織改革が、一番先に議会側に出てきたのは、多分、平成28年6月17日の総務常任委員会の資料として、29年度組織改革方針についてということで初めて出てきたと思いますが、このことについては、そういう理解でよろしいですか。

○総務部副参事

はい。そのような理解で構わないと思います。

○濱本委員

そのときの文書を改めて見ると、この組織改革の基本方針についてということなのだけれども、この方針を策定するに当たっての根拠の部分の書きようがなかったなと思うわけですよ。その根拠というのは、間違いなく第6次総合計画の基本構想のⅦ「市政運営 3つの基本姿勢」の2「効率的な行財政運営の推進」、これが一つの根拠だと思し、基本計画のⅣの2、同じ項目であって、（1）市政運営の効率化ということ。それから、自治基本条例第23条にも、いわゆる行政運営のことについて書かれている。それから、総合戦略第2章のⅡの1の（3）「行政運営の適正化」という部分についても書かれている。

しかしながら、6月17日に出たこれについては、そういう根拠の部分が一切書かれていないのですが、それはなぜでしょうか。時代背景が変わったからということを書いてあるけれども、根拠の部分については書いていないのですが、その点についてはどうしてなのでしょう。

○総務部副参事

特に根拠は書いていないということに対しまして、今、答弁が思いつかないのですけれども、基本方針をつくった経過というのは、実は4月に担当になりまして、今回の組織改革というのは、平成20年の組織改革とは違って、

財政再建ではないという大前提があったものですから、そういうのにこだわらず、まずは財政再建にはこだわらず、各部の意見を聞きながら、今持っている組織が、例えば硬直化していたりゆがんでいる組織をどうにか立て直したいという前提のもとに、基本方針をつくろうという形になったものですから、今、委員が言われた総合計画、総合戦略、あと自治基本条例、その部分の根拠というのを無視したわけではないですけども、そこにこだわらずに基本方針をつくったというところでございます。

○濱本委員

行政の手法というか、進め方というのは、大抵そういうものが前段にあったら、そのことを踏まえた上でというのが普通の書き方だと思うのです。その点については、この書かれている部分が、必要性及び目的というところの第 1 弾のところに、そういうものがきちんと背景というか、根拠として書かれていたら、よりわかりやすいものになったのかなという思いがします。

それで、今回、組織改革の報告も受けましたけれども、この 6 月 17 日の資料の中で、先に聞いておかなければならないことは、小樽市組織改革検討委員会、これ市長が委員長ですが、設置しますと。一般論で言えば、こういう検討会議、検討委員会というのは、普通は副市長がトップになって庁内組織をつくるとかというパターンがよくあると思うのですが、あえてこれは、まず市長が委員長というのは、どういう理由で委員長だったのでしょうか。

○総務部副参事

この検討委員会をつくったたたき台というのが、行財政改革検討委員会というのが市役所の中の組織であります。その中で、委員長が市長になっていたというふうに記憶しております。

それと、これは前回の、平成 20 年の組織改革のときの委員会の進め方が、市長が委員長になっていたもので、そこを少しまねたということでございます。

○濱本委員

それだけ、きっともって市長に組織改革に対する思い入れが多分あるからこういうものをつくって、こういう形にしたのかなというふうに理解はしますけれども。

ちなみに、普通、こういう委員会とかを庁内につくるときには、規則とか要綱とかをつくりますが、そういうものはつくっているのですか。

○総務部副参事

委員会設置と同時に、要綱も一緒に立ち上げております。

○濱本委員

そのことで確認ですが、この 6 月 17 日の総務常任委員会のときに、済みません、私が、もしかしたら忘れていたかも知れないのだけれども、その要綱というのは、委員会に提出されていなかったか。

○総務部副参事

確認がとれないのですけれども、実は基本方針とイメージ図の 2 点で、要綱自体はつけていなかったというふうに思います。

○濱本委員

やはり行政の議会に対する対応とすれば、こういうものをやりますと言ったときに、要綱とか規則とかつくったときには、だってこれ委員会を新しくつくっているわけですから、やはりそういうものは一緒に出してもらおうというのが、議会議論を深めるための前提だと思うのですよ。もう 1 年もたっている話で、その間、今回報告があったので改めて自分も気づきましたけれども、今後、もしこういうようなことがあったときに、これはほかの部署の全てのところにも当てはまる話だと思いますけれども、やはりこういう庁内会議とか庁内委員会とかつくったときには、そういう要綱・規則もやはり一緒に議会に出していただきたいなと、これは要望しておきます。

それから、実際問題、そうすると、この組織改革検討委員会、市長が委員長ですけれども、少なくとも平成 28 年

5月26日に、基本方針についてということで紙が出ていますので、これ以降きょうまで、実際に何回開催されていますか。

○総務部副参事

検討委員会は、5回開催しています。

○濱本委員

5回で、直近はいつでしょうか。

それとあわせて、幹事会もありますけれども、幹事会の開催の回数と、その直近の日付もお聞かせください。

○総務部副参事

検討委員会の直近の開催は、平成29年1月23日になります。

それと、幹事会の開催回数は3回で、検討委員会の1週間後、1月23日の1週間後に、28日か29日だと思いますけれども、そのあたりで幹事会を開催しております。

○濱本委員

幹事会の役割として、ワーキンググループとして委員会に提出する議題を協議するというふうにある。そうすると、一般的なイメージでいくと、検討委員会の開催回数が5回だったら、幹事会の開催回数が5回よりもふえていてもいいのか、同じぐらいの回数なのかというふうに思うのですが、これはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○総務部副参事

実は、当初、要綱上、そういうふうに定めたのですけれども、平成28年8月、9月に組織改革のかじ取りが変更になりまして、29年4月で全部組織改革をやる予定だったものが、30年に大きな組織改革をずらしたということがありまして、その決定については、検討委員会を優先させたということがありまして、幹事会が結果的にその報告になってしまったということで、検討委員会が多くなったということでございます。

○濱本委員

それで、もう一つ聞きたいのですが、組織改革決定までのイメージ図ということではいただいていた。これが結局は、最後のところが、平成29年4月実施というのが30年までずれ込みましたということです。

当初予定は、28年第4回定例会に関係する条例改正案の審議という予定が入っていますが、まず一つ聞きたいのは、今回の組織改革の中で、条例改正が必要なものはいいのかという確認と、当初予定だったこの28年第4回定例会は、いつまで最終的に審議の話はずれ込むのか。これは第3回定例会で終わるのか、これは結局29年第3回定例会で終わるのか、第4回定例会まで行くのか、その辺の見込みについてはいかがですか。

○総務部副参事

今回、平成29年4月の実施に当たりましては、実は、参事、副参事という役職名、補職名を担当部長、担当次長に変更することで、今、作業を進めております。その中で、規則等の改正が30本ほどあるのです。その項目を変えるだけで、市全体の規則等も改正が30本ほどあるのですが、実は小樽市職員給与条例の別表に、参事、副参事という名称が入っていて、そこの部分の条例改正が1本追加提案させていただく形を考えております。

それと、28年第4回定例会で当初予定していたものが、30年4月実施になるものですから、29年の条例改正案をいつ上げるかということでございますが、まだ内部的には決定はしていないのですけれども、28年度、今年度の経過を踏まえたと、第2回定例会とか第3回定例会は少々スケジュール的に無理かなというふうには思っております。となりますと、第4回定例会あたりが一番、各部との調整もこれからたくさん出てきますので、議会との調整、職員組合との調整、パブリックコメントなどを考えますと、スケジュール的に第4回定例会なのかなというふうには思っております。

○濱本委員

改正条例案を出すのは、第 4 回定例会でもいいのですが、その前に、第 2 回定例会とは言いませんけれども、第 3 回定例会あたりでやはり進捗状況の報告等はしていただきたい。

それから、今回も別表でいろいろ出ていますけれども、そのうちの 100% できるかどうかともわからないと思うので、これから検討しなければならないはずですから。そこら辺の進捗状況、考え方みたいところで、わかっているところまでは少なくとも第 3 回定例会ぐらいのときには報告を願いたいと思いますが、いかがですか。

○総務部副参事

大まかなスケジュールというのが、今、示していないのですけれども、内部的にはありまして、その中では、当然、第 3 回定例会あたりに、平成 30 年 4 月実施の項目といいますか、進捗状況、それは当然説明したいとは考えております。

○濱本委員

ぜひとも、その点についてはよろしくをお願いします。

それから、今回の実際問題、報告であった資料の中で、これも聞いておきたい部分があるのですが、組織改革を実現するために優先して取り組む重点項目と、五つ書いてあります。それで、経緯というところで、平成 28 年 6 月、原部からの 73 項目の云々、11 月、市長案を定め、ヒアリングを実施し、12 月に本市が取り組む重点項目を決定したということです。

この五つになった経過というのは、どういうことなのか、どのように決めたのか、またどういう判定基準を持ってこの五つになったのか、その点についてはいかがですか。

○総務部副参事

まず、昨年 6 月に、原部から 73 の項目が出てきまして、その中から六つの重点項目を定めました。その後、ここに書いていますように、11 月に二役と協議しまして、市長が描いている組織改革、市長案について四つ決めました。その後、対象となる部のヒアリングを実施しまして、12 月に最終的にこの五つに決まったということで、基準、何をもってといいますと、やはり原部からのヒアリング、これを実際実施して、原部の声を聞いて、最終的にこの五つを定めたということでございます。

○濱本委員

今の答弁だと、六つあったけれども、五つにしたと。それから、市長は四つと言っていると。

まず、聞きたいのは、落としたりしたのは何なのかということと、この五つの中で、市長が言っていなかったのはどれなのかというのはわかりますか。

○総務部副参事

六つから五つに落とした理由は、資料 1 で説明させていただきますと、主な検討項目の一番右端に「医療保険部の再編」というのがあります。それと、その上に「高齢者対策の再編」とありますが、この二つは、各部からの提案の中の六つの重点項目に入っております。それを五つにしたのは、医療保険部の再編を高齢者対策に含めて実施しようということで、五つにしております。

それと、市長案というのは、この五つの重点項目のうち、5 番の「高齢者対策の再編」を除いたものが市長案になっております。

○濱本委員

今の話だと、高齢者対策の再編の部分、これは医療保険部の再編と高齢者対策の再編と、これを一つにして言っていると。これは市長の項目にはなかったという理解でよろしいですね。いいですか。

では、その上で、市長は、1、2、3、4 までは自分で提示されていたということですが、この高齢者対策の部分で市長が提示されなかった理由は何かあるのですか、市長。

（「市長に」と呼ぶ者あり）

（「それはそうでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長、いかがですか。

○総務部副参事

実は、この五つの重点項目をつくった経過というのがありまして、実は第3回定例会で、濱本議員、安斎議員から、組織改革の基本方針だとか理念だとか定めていないのですかという話の中で、その後、委員会が終わりまして、二役を含めまして、まず理念、組織改革の理念を定めようという流れで話して行って、市長案の4点というのが出てきています。その理念を決めるに当たりまして、何に基づいて理念を決めるかという、やはり市長公約、それと総合戦略、これの二つをもとに、理念、市長案を定めていこうという経過がありまして、実は総合戦略等もいろいろ見た中で、高齢者の部分というのは、総合戦略には少なかったという言い方はおかしいですけども、なかったものですから、市長案としては、高齢者対策を除いた4案という形で定めさせていただいたということでございます。

○濱本委員

何かどうも、お話を聞いていると何となく順番が違うかと、理念がどう、先にあってとかという話ではなくて、何か後からつけたみたいなの、とってつけたみたいなの印象が拭えないのですが。

この五つの重点項目というのは、今のお話だと、総合戦略を意識してということで選定したという理解でよろしいですか。

○総務部副参事

総合戦略だけを意識したわけではなくて、市長公約などを意識した中で、それを達成するために組織をどう動かしたらいいかというところに視点を置いて、この五つを定めたということでございます。

○濱本委員

当然、組織、機構というのは、政策を実現するための道具立てだと思いますよ。だから、そういう意味では、総合戦略を実現するための道具立てとして、こういう組織改革をするのだという、それは大きな理由だと思うし、それはそれでわかるのですが。

ちなみに、もうすぐ第7次総合計画をやらなければならないというときに、この今の組織改革をするための五つの重点項目というのは、総合計画の中に生かされますか。

それともう一つ、今の時点での重点項目5個ですけども、完成形の、来年4月に行くまでに重点項目がふえる可能性というのはありますか。これが全てを、小樽市の行政全てを網羅してるわけではないけれども、ふえる可能性はありますか。その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、1点目の第7次総合計画、これには生かすのかという部分でございますけれども、第7次総合計画の中身については、これから検討ということでもありますけれども、この組織改革の重点項目、こちらも意識しながら策定を進めていきたいと考えております。

○総務部副参事

重点項目がふえるのかということでございますが、実は、もう平成29年3月、恐らく第4回定例会にかけるとすると、29年9月には大枠のものができていなければならないということを考えますと、この五つを優先的に検討はするんですけども、これ以上重点項目をふやして、時間を割いてというのは、スケジュール的に難しいのではないかなというふうに思っております。

○濱本委員

別に組織改革、毎年は無理としても、それは何年かたったらやはり時代にそぐわないとか、重点的な政策を実現するためとかには変えなければならないことは当然あるだろうと思いますので、前にいただいた資料の中でも、これは平成29年4月実施ですけれども、当然、29年度以降も継続協議ということになっていますので、その辺も終わりではなくて、ここはゴールではなくて、新たなるスタートだという意識を持ってやはり見直しを続けてもらいたい。当然、その見直しをするという大前提は、今の行政経営の中で必要だという、いわゆるPDCAサイクルに乗せてやらなければならないということなので、それをぜひ進めていってもらいたいなというふうに思います。

◎所信表明の人材育成基本方針について

それに関連して、政策を実現するための幾らいい組織をつくっても、その組織の部署を担う人材がいなければ機能しないわけですよ。それで、今回の市長の提案説明の中に、人材育成基本方針の作成に取り組むという発言が唐突に、私にしてみれば唐突に出てきたのですが、市長はどういう思いで提案説明の中で、この作成に取り組むということを発言されたのか。また、その発言の具体的な中身、普通、こういう発言があると、いわゆる人材育成基本方針をいつまでに、どういう考え方で、どういう工程でつくりますよということのあらあらのものは固まっているはずなのですが、少なくとも市長の提案説明に出て、この総務常任委員会には、そちら側の人材育成の何らの資料も、内部検討資料も一つも出ていないのですが、その点について、市長、いかがですか。

○市長

人材育成基本方針においては、私自身も、職員がこの市役所の中でやりがいを持って行うに当たって、非常に必要な方針であるというふうに認識をしているところでございます。そして、そのような私自身の考え方も、そのように思っているところではございますが、議会の中でも、濱本委員からも、現在の人材育成基本方針において、他の自治体の例等の提出をいただいて、まだまだ高めることができるのではないかなという御指摘等もいただいていたところでございます。その中で、新年度において、この人事育成基本方針を新たにつくりたいという思いを所信表明の中でお話をさせていただいたところでございます。

先ほどのいつまでに工程をということも含めて言うべきだというお話だったかと思いますが、原課では、そこまではまだ固まっておりません。これから、29年度の中で、その人材育成基本方針をつくる、作成に向けて、工程等をこれから決まるところではございますが、私はなぜ所信表明のときというお話ありましたけれども、私自身が積極的にこのように、みずからこういうことを行うよということを情報発信できる機会というのが、議会上においては所信表明以外には意外とない、そのような場面が少ないような状況でございます。ですので、やはりこの29年度中に行いたいという考え方をお伝えするとするならば、第1回定例会のこのときがやはり最適ではなかったのかという思いの中で、所信表明の中にこの人材育成基本方針の作成について、あわせて伝えさせていただいたところでございます。

○濱本委員

市長、普通、市長が提案説明、それも第1回定例会の提案説明で、こういう人材育成基本方針に取り組みます、作成に取り組みますと言ったときには、実際のそういう取り組みの中身のものがある程度、100%とは言いませんけれども、ある程度決まっていなければだめですよ。こんなもの、中身がゼロではないですか。私の思いだけです。思いではないでしょう。議会にそういうことをしゃべるということは、例えば人材育成基本方針策定に当たって、こういう庁内体制で行きますとか、こういう工程でやりますとか、そういうものがある程度煮詰まってから発表する話ではないですか。100%煮詰まっていなくてもいいですけども、ただ思いだけで提案説明で言われても、では中身何ですかといったら、ありませんみたいな話では、やはり本会議の発言としては不用意な発言としか思えませんけれども、市長、いかがですか。

○市長

過去に、これも濱本委員からの御指摘だったとかと思いますけれども、組織改革のことにおいての私からの発言、いわゆる組織改革をやりますよという私からの表明がなかったという御指摘がありました。いわゆる、委員から御質問があった中で、私はそのことに触れたという程度でしかないという御指摘もあって、先ほど来からお話ししておりますように、議会の中で、私の所信であったり、または政策における決意であったりとかということをお話する機会というのが、いわゆる提案説明の場面における所信表明以外の中で、なかなか現状ではありません。ですから、私といたしましても、例えば、今後、定例会ごとにそのような機会等を提案説明に重ねて行わせていただくのであれば、そのタイミングを見計らって行うことも、ひとつこれから検討できるのかなというふうに思っておりますけれども、現状においてはなかなかそういう場面がないこともあり、しかしながらこの平成29年度の中でそれを動かしていきたいということも、担当職員も含めてお話をしていたことから、このたびの第1回定例会における所信表明に加えさせていただいたという経緯でございます。

（「そもそも見直さないって言ってたでしょ」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

所信表明をするということは、市長という職にある人間が所信を表明して、こういう政策をやるのだということは、ある程度の中身がないとだめですよ。ただ、人材育成基本方針をつくりますと、それだけでは本会議場で言う発言ではないと思うのですが。

副市長、道庁の行政マン、経験者として、知事の所信表明の中に一切裏の部分がない、裏の部分というのは、実際具体的な部分がないので、私の思いだけみたいな、そういう知事の発言というのは、かつて、今もそうでしょうけれども、あると思いますか。

いや、実際のことはわかりませんよ。ただ、道庁の行政マンとして、トップが本会議場で、自分の考え方みたいなものを述べるときに、その考え方を実現するツールを、ある程度のものを用意しながら話すというのが私は普通だと思うのですが、道庁の行政マンとして、知事はそういうことをやらないで、私の思いですと普通言うと思いますか。経験則からいかがですか。

○副市長

経験則から言わせてもらえれば、一般的に知事の所信表明は、各部から所信表明の中に言ってもらいたい項目を、知事室長なり所定の部局や各部から集め、その中から知事として前向きに言いたいもの、ぜひこの部分は言いたい、そういうものをピックアップして所信表明をつくるというのが、これは一般的なことだというふうに、これは経験則ですので、ただその自治体でさまざまな判断があろうかというふうには思います。

（「余計ないことをつけ加えなくてもいい」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

こういうものを取り組みますと言ったら、その後の、それぞれの委員会で聞かれるのは当たり前ですよ、具体的にどうするのかと。

教育長も道庁の行政マンですから、いかがですか。

普通、所信というか、こういう考え方で取り組みますと言ったら、その場所で言わなくても、後で聞かれるわけですよ。そのときに、中身がありませんということにはならない、準備されているはずだと思うのです。そういう私の認識について、教育長どうですか、経験から、変ですか。

○教育長

私のわずかな経験でございますけれども、今まで教育行政執行方針だとか、知事の執行方針もそうですが、大体ほぼ固まった形になった時点というか、構想ができた時点というか、そういうところで所信を言っていただくというケースが多いのかなと、経験則ですけども、そういうことでございます。

○濱本委員

確かにそのとおりだと思いますよ。やはり責任ある発言、本会議場での責任ある発言ということになれば、ある程度のきちんとしたもの、担保するものを用意して発言しなければ、やはりそれは市長としての発言としてはいかなものかなというふうに思います。

それで、これも不思議なのですが、平成28年4月18日に総務常任委員会が開かれています。そのときに、まず私は人材育成基本方針の話で、他都市の例も提示しながらいろいろお話しさせていただきました。その中で、まずコンプライアンス推進室長から、他都市の人材育成基本方針に比べても、主な取り組みというところでは少し足りない、それから検討しなければならないという、踏み込んで協議しなければならないという答弁をいただいていたのですが、「他都市の状況であったり、または多くの皆様の御指摘、御意見をいただきながら少しずつ厚みを増していけるように努力していきたいと、私自身はこのように考えているところでございます」と、なぜ厚みという言葉が出たかという、最後の一部改正は28年4月ですけれども、この人材育成基本方針そのものが私は薄っぺらいということを言ったので、市長は厚みを増していくというふうに言ったのです。改定するとは言っていない。

その後も、改定についてどうだという話をいろいろしたのですが、それは他都市の事例なんかを見て、そのときに市長は、「まずは北海道をはじめ、ほかの自治体における先駆的に取り組まれている人材育成基本方針ですか、その取り組みを鑑みさせていただき、また、御指摘いただいたように」云々と。その次「情報分析が非常に重要であろうというふうに鑑みます」この鑑みというのがよくわからないのですが。「その情報収集の時間もある程度必要だと思っております。その情報収集とその育成基本方針をつくっていく段取り」と、現時点では何一つ持ち合わせてないと、昨年4月18日は何も持ち合わせていないと言っているのですよ。「担当職員はじめ、副市長と打ち合わせてまいりたい、このように考えているところでございます」

では、現実問題、人材育成方針、この4月18日以降、原部・原課で何らかの、市長はこういうふうに答弁しているわけですから、何らかの市長部局からのアクションはありましたか。投げかけはありましたか。

○委員長

いかがですか。どちらが答えになりますか。

（「別に、指揮命令系統で、命令されたというか、4月18日以降、言われたかどうかということを原部・原課に聞いているだけだから、あるかないかの話」と呼ぶ者あり）

ということでありますが、実際に職員の方々は、そういう指示を受け取ったのか、されたのか、あったのでしょうか、お答えください。

○（総務）コンプライアンス推進室長

4月18日の総務常任委員会の後のお話ですけれども、平成28年第2回定例会において、一般質問において濱本議員から質問があったときに、答弁調整の中でいろいろ市長と御相談させていただいた経緯がございます。そのとき、第2回定例会の答弁の中で、早急な改定版のつくるということで御要望はいただいたのですけれども、市長からは、現在ある育成基本方針の浸透が大事で、将来的な必要性については感じているが、研究してまいりたいという答弁がありまして、そこが最後の確認でございます。

（「ずっとそうやって言ってたよ」と呼ぶ者あり）

○総務部長

今、コンプライアンス推進室長からそういうお話しをしたのですけれども、実は、その後も内部的には、市長、副市長、それから私と、あとほかに誰がいたか記憶が定かではない部分があるのですが、実は、この人材育成基本方針につきましては、当初はどちらかというと市長も2年ぐらいかけて、平成29年度、30年度ぐらいでつくろうかなという意識もあったようですけれども、実は打ち合わせをしている中で、やはり早目につくったほうがいいとい

うお考えに傾いたようでして、我々打ち合わせしている中では、29年度には新たな人材育成基本方針について、他都市の状況なんかも見ながら取り組んでいかなければいけないという、そういったお話は私は受けてございます。

（「何でそうしたら下に指示しなかったのですか」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

結局、私が言いたいのは、この第1回定例会の市長の提案説明に人材育成基本方針が出てきました。言葉だけです。中身はゼロです。

その前に、昨年の4月18日、今、いみじくもコンプライアンス推進室長が言いましたけれども、その後の第2回定例会でも言っているわけですよ。

総務部長は、内部でと、内部という言葉が私は適切かどうかわかりませんが、それを言うのなら具体的に、市長、副市長、総務部長の3人でと言うべきですよ。内部という言葉の定義が全然よくわからない。

そこで、もし合意形成があったのであれば、やはり担当部局に指示を出さなければだめでしょう。

大体が市長だって、4月18日に情報収集が必要だと。では、情報収集をすることを担当部局に、4月18日以降、指示したのですか、そういうことになっていくわけですよ。分析しなさい、他都市の事例を情報収集して分析しなさいということを4月18日以降、答弁しているのですから、指示したのですか。

○委員長

いかがですか。指示したのですか。お聞きいたします。

（「していないならしていないって言えばいいでしょう」と呼ぶ者あり）

いかがですか、総務部長。

○総務部長

今、先ほどお話ししたとおり、内部で打ち合わせをしたときに、市長からは29年度から取りかかりたいというお話がありましたので、私としては、それは市長からの指示であったというふうに考えてございます。

（「いやいや、その指示してないでしょう」と呼ぶ者あり）

そういうお話がありましたので、私からコンプライアンス推進室長には、市長からはこういうお話があったということは伝えてございます。

（「それならコンプライアンス推進室長かわいそうでしょう。何言ってるんですか、それ」と呼ぶ者あり）

（「いやいや、ちょっと待ってや」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

時系列的に整理してくださいよ。4月18日の総務常任委員会で、私は他都市の事例や何かを参考にしなければだめですよねと言ったら、情報収集しますと言ったのです、分析しますと言ったのです。だけれども、それは即座には原部・原課には言っていないわけですよ。

今聞いたのは、第2回定例会で、私の質問、もう私の質問の内容を失念しているけれども、その答弁調整のときにも、そういうニュアンスはなかったというふうに私は、今、コンプライアンス推進室長から聞いたのですが、まず事実関係を確認しましょう。

第2回定例会の答弁調整の折に、情報収集など、そういうものを、事前の準備などをしなければならないということをコンプライアンス推進室長は言われていましたか。

（「正直に言ったほうがいいって」と呼ぶ者あり）

○（総務）コンプライアンス推進室長

先ほど、委員から御指摘がございましたように、4月18日の総務常任委員会の段階で、私はこの人材育成基本方針の改定が必要だというふうには考えていたところです。

市長においても、将来的には必要だということで、認識のほうは一致があったのですけれども、いろいろ事情がございまして、平成28年度は人事評価制度の初年度に当たりまして、その運用、しっかりした運用を優先させたいということで、これは私のほうが第2回定例会の後に自分のスケジュール、現場担当者としてのスケジュールの中では整理したのですが、28年度は人事評価制度の運用を優先させ、29年度以降にその基本方針の内容の研究を行ったり情報収集を行って、その改定の必要性について検討していくという、そういうスケジュールを自分の中で整理しております。

秋に、少しまた思い出したのですけれども、市長からはやはり早く人材育成基本方針をつくりたいという御意向があるというのはお聞きしたのですけれども、やはり体制の問題があって、すぐに取りかかるのは難しいというふうにお話ししたように記憶しております。

総務部長から、29年度につくりたいというお話が出ているというのは、たしか年明け、1月ぐらいにお聞きしたかなというふうには思いますけれども、具体的な検討というのは、その段階でも、現在でもこちらの担当としてはできておりません。

○濱本委員

少し頭がこんがらがりますよ。時系列的に考えてもおかしいし、昨年4月18日の答弁以降、何も進んでいない中で、事前に準備しているのならまだ、まだいいですよ。何の準備も、指示もしていない、できていない、そういう中で、1月になって言われました。その言葉が提案説明の中に盛り込まれると。おかしいではないですか。これは本当に責任のある市長のやはり発言、それから市長が責任を持ってやっているのであれば、やはり自分の発言に責任を持つのであれば、4月18日以降、きちんと情報収集なりなんなりまずやってくださいとお願いしなければだめですし、それで体制がもし不備があるのであれば、やはり人を動かしてやらせなければだめではないですか。

ということは、総務常任委員会で言ったことを何も履行しなかったということですよ、1月までは、市長自身が。これは変な話ではないですか。委員会で言っているのに、何もそのことに関して履行していない、自分で情報収集に時間がかかりますとか何とか言っているのだから、当然やることでしょう。何も手をつけていないにもかかわらず、今回挙げてきた、発言した。これは少々変ではないですか。

市長、どうですか。

○市長

私は全く変だとは思っておりませんが、先ほど来からお話しさせていただいているように、この人材育成基本方針においてではありませんが、濱本委員から、たしか組織改革のことであつたと思うのですけれども、市長のほうからやるよというお話を一切受けずに動いているのはおかしいのではないかなというような、そのような御指摘があつたのかなと思っているところでございます。

（「そんなんでない」と呼ぶ者あり）

（「そういう話ではないのだ」と呼ぶ者あり）

ですから、何度も言っておりますが、私のほうから議会に発信できるタイミングというのがなかなかない状態でございます。

（「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）

この中で、もし、ことし、所信表明の中で表現をせず、1年間動いている中で、人材育成基本方針をつくるという動きが具体的に動き始めた中で、なぜ議会にそのことを表明するなり、やるよということを言わなかったのだということを、また御指摘されかねないということもあり、今年度から動きたいということで、先ほど総務部長からも答弁させていただいたように、その考え方については、もう既に指示済みでございますので……

（発言する者あり）

それを今年度の所信表明の中で、平成29年度より、それに向けて、作成に向けて動きたいということでお話をさ

せていただいたところでございます。

(「答弁に合わせて言っただけじゃないの」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

市長、先ほど、いみじくも教育長も、やはり今までの道庁の行政マンの経験則から考えて、本会議場で年当初の提案説明の中で発言するというときには、それなりのバックヤードデータというか、行為、行動、そういうものを持っている上で、100%はなくてもいいのですよ、持っている上でやるべきだ、やるのが普通ですよという、経験則上はということをおっしゃっていましたよ。

まして、私は、昨年の4月18日にそのことを投げかけているわけですよ、それに答えているのですよ。にもかかわらず、そこからずっと何もなくて、とどのつまりは1月に言いましたと。では、1月から何もできないではないですか、そんなもの。そうすると、やはり市長として、本会議場のあの提案説明の中で使う文言、その文言の裏側にあるもの、そういうものを準備してからでないと、ある程度ですよ、100%とは言わないけれども、やはり市長の発言としては軽率だったと。

今、こうやってずっと議論を積み重ねてきていろいろな話を聞いてみると、やはり軽率で、思いつきで、唐突感満載だというふうにしか言えないわけですよ。

改定版をつくるという、取り組むというのですから、ではどういう工程ですかと言っても答えられないのですが、答えられなくてもしょうがないですよ。答えられないというよりも、実情が明らかになっただけで十分ですけども、少なくとも平成19年度版のこの人材育成基本方針を、よくいうPDCAサイクルをのせて検証をかけるという作業も必要ですよ。他都市の先行事例も見ることも必要ですし、自分のものがどうなのかということも検証することも必要ですよ。

申しわけないけれども、市長にそういう感性が、今までの答弁を聞いていると、あるとは思えません。ぜひ、第2回定例会のときも、改めてどこまで進捗しているか確認しますので、明確に答えられるようにきちんと指示をして準備をしてください。そのことだけ確認させてください。

○総務部長

いや、これは新年度から取り組もうと思っていた事業でもありますので、今、委員からお話しありました件につきましては、新年度から取り組んだその経過について、また改めて御報告させていただきたいと思っております。

○濱本委員

4月18日の折に、この人材育成基本方針を他都市が策定しているときには、事前アンケートをとっていますということをここで申し上げました。それをまずお知らせして、その次に、いわゆる職員人事の話があったので、職員に対する意識調査、そういうアンケートもやってはいかがですかという話をした。副市長は、少なくとも、その職員の意識調査に関しては否定的な答弁をされましたよ。

改めて、今、市長が人材育成基本方針策定に取り組むと言っている。その前提条件として、職員の意識調査みたいなものは私は必要だと思うのですが、副市長どうですか、やる予定はありますか。

○副市長

前回のアンケートというのは、人事異動にかかわってのアンケートというふうに私は理解をしております、今回、人材育成基本方針を変えるに当たってのアンケート、そのことに関していえば必要なことだというふうに思いますので、そのアンケートも含めて、どのような工程で、どのような方法でやるかについては、今後、検討してまいりますと考えております。

○濱本委員

一つだけ。ぜひ、そのアンケートの項目の中に、人事異動に関する項目、他都市も入れますから、ぜひ入れてください。これは要望です。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

◎新・市民プールについて

では、新・市民水泳プールについてまず伺います。

新年度、調査費で25万円計上していますけれども、まず市長公約に「プールを建設し」と書いていますけれども、この任期中に建設できるのかできないのか、できる、できないで、単刀直入に御答弁いただきたいと思います。

○市長

きっとこれは私から答弁をしたほうがいいのかなというふうに思っておりますけれども。やはりつくるにおいては……

（「できる、できない」と呼ぶ者あり）

つくるにおいては……

（「できる、できないのかいうので、単刀直入に聞きます」と呼ぶ者あり）

つくるにおいては、やはり設計、建設な……

（「委員長、言いわけは要らないです。あとで質問していきますから。任期中にできるのかできないのかと聞いているのです」と呼ぶ者あり）

○委員長

簡潔にお願いいたします。

○市長

はい。簡潔にお答えさせていただいております。

建設におきましては、やはり設計等、いろいろと時間がかかるところでございます。

（「それはわかっています」と呼ぶ者あり）

現状においては、御存じのように、まだ場所も決まっていない状況、さらに建設形態等においても、今、今年度において検討したいということでお話をさせていただいているところでございますので、やはり複数年かかるであろうというふうに思っております。ですから、道筋においては何とか導いていきたいというふうに思っておりますけれども、この任期中に建ててでか上げるということは難しいというふうに思っております。

○安斎委員

場所も、建設形態も決まっていないということですが、市長は公約に「小樽公園に駐車場やプールを建設し」と書いているので、そのときには何をどういうふうにつくろうと思って、この公約にのせたのかを伺わせていただきたいと思います。

○市長

もちろん、基本的には4年間における公約として掲げさせていただいているところでございますけれども、やはりこのお役目について、就任させていただき、その場所等の実情がなかなか固まらないということもあって、現行においては、建設というふうに断言はしているところでありますけれども、そこには至っていないというのが現状でございます。

しかしながら、私は、この公約、掲げさせていただいたときには、何とかこの4年間で建てたい、その思いを含めて、このように公約を掲げさせていただいたところでございます。

（「いやいや、そんな話を聞いているのではなくて、場所と建設形態はどういうふうなイメージを

持って公約に盛り込んでいたのですかと聞いたのです」と呼ぶ者あり)

(「答弁かみ合っていない」と呼ぶ者あり)

○委員長

いかがですか。内容的に、今、安齋委員が聞いておりますが、もしその部分でまだお話しする点があれば、お話をお願いしたいと思います。

○市長

私自身がこの公約を掲げたときに、ここに書いてある文言、それをどのようにイメージしていたのかということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それは、小樽公園の中にプール、駐車場を建設したいという、小樽公園の中のエリア、あのエリアの中でどこか建てられるのではないかとすることを想像しながら、この公約を掲げさせていただいたというところでございます。

(「建設形態については」と呼ぶ者あり)

恐縮ですが、そこまで細かいところまで想定をして、ここには公約として掲げてはおりません。

○安齋委員

そうしたら、何も内容のない公約だったということで理解しました。

当時は、単独だったのですか、複合施設だったのですか。

(「当時はって、同じでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

公約の中に掲げたということですね。

○市長

今の公約に掲げたときにそのことをということですか。

それについても、どちらということを決めてここに掲げたわけではございません。

○安齋委員

よくそれで、まあ小樽運動公園に変えていきますと公約しましたね。市民にうそをついていたのか、何も考えないで言ってしまったのかは、理解しませんけれども。

では、今度、25万円の調査費ですけれども、この根拠について伺わせていただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

25万円の算出根拠でありますけれども、こちら道内・道外に他都市の事例調査、この旅費、それとそのほか建設に向けた調査研究、そのための事務費ということでございます。

○安齋委員

市長就任前も同じようなことをされていなかったのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

教育委員会といたしましては、これまで建設候補地となる場所の洗い出しを行ってきたほか、他都市プールにおける規模、建設費、ランニングコスト、財源などの調査を進めてきているところでございます。

○安齋委員

この25万円とこれまでは何が違うのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

これまでと違いますのは、実際に現地を視察するというので、これまで行ってきた調査を一步進めて、本市のプール整備のよりよいあり方について具体的に検討を進めるということでもあります。

○安斎委員

その場所はわかりますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

場所まではっきりと決めているわけではございませんけれども、これまで調査してきた中で、例えば、道内であれば伊達市の総合体育館、これがプールと体育館の複合施設となっております。あと、苫小牧市沼ノ端にありますスポーツセンター、これがプールを中心に小型の体育館ですとか研修室等、そういった複合になっております。あと、道外としましては、今、想定しているところの一つとしては、東京都墨田区の総合体育館、こちらがアリーナですとか、プールですとか、そういった武道場ですとか、そういったものの重層型の複合施設となっております。その他、その近辺でどこか、例えばランニングコストの削減について効果的な取り組みを行っているところですか、そういったところをこれから検討して、調査したいと考えております。

○安斎委員

これ25万円の根拠ですけれども、墨田区の複合施設を見に行くということで25万円を計上しているという理解でよろしいのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

予算を計上するに当たって、大体関東圏の旅費、これで大体3名ぐらいということを想定したものでございますので、墨田区に行くとしたわけではございません。想定しているところの一つというところでございます。

○安斎委員

既定の予算の視察旅費ではだめだったのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

経常的に持っている旅費というのも、実は乏しいものですから、また新たな取り組みをするに当たっては、こうした新規事業という形で議論を、こういった取り組みが表に見えるように新規事業という形で組み立てるということもありましたので、今回、こういった形で計上させていただきました。

○委員長

安斎委員に一言申し上げます。

予算にかかわることは、予算特別委員会になりますので、説明員もその辺、言えるところは聞いても構わないのですが、気をつけていただきたいと思います。

○安斎委員

私の考えとしては、市長がもともと公約に何もなかったと。それで、何も進めないし、任期中に建設できないから、25万円を何かつけておけば、進んでいるよという言いわけをつくるためのものかなと思っていたのですけれども、原課では、市長がそうやって言ったから、何か後づけで、そこを見に行くとかという予算立てをしたのではないかという疑いを持っていたのですけれども、いずれにしても25万円で見に行くと、実際見に行くことは私はいいと思っていますから、ぜひ前に進めていただきたいなと思っているのですけれども、残念ながら、市長は何も考えていないで公約に盛り込んでいたということが、明らかになったのが一番残念でございました。

◎市長交際費について

次に、市長交際費について質問しますが、森井市長になって、2年連続、予算を流用した形で20万円増額しています。その理由を説明してください。

○（総務）秘書課長

流用の理由ということでございますけれども、交際費は、年末や、特に年明けに会合の招待が数多くございます。それで、補正予算では間に合わないということでありましたので、平成27年度、28年度につきましては、年明けの1月に流用を求めたということでございます。

○安斎委員

何で流用という形だったのでしょうか。

○（総務）秘書課長

通常であれば、第 4 回定例会なり第 1 回定例会で補正という形になるのが適正な予算執行であるということでは認識をしております。ただ、そういう意味では、第 4 回定例会において、まだ既定予算の中で間に合うかどうかということが見えなかった部分、それから第 1 回定例会の補正になると 1 月以降の、1 月にすぐ支払わなければいけない交際費がございますので、流用という形で要求させていただいたものでございます。

○安斎委員

旧自治省から指導通知でしたか、何か来ていますけれども、それには何と書いていますか。

○（総務）秘書課長

旧自治省からの指導通知という形で、昭和 40 年 5 月 26 日に出てございます。4 項目ございます。その中で、流用ということに関してのみ読ませていただくという形でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

前段、「財務関係事務の適正な運営については、日頃、最善の努力を払っておられるところであるが、最近議長交際費の支出に関し、一部地方公共団体において住民の不信を買うような事態を招いた例がみられるので、交際費の取扱いについては、次の事項に留意の上、さらに経理の適正と明確を期せられたく、通知する」

4 項目ございます。流用に関しまして、四つ目、「交際費については、他の費用の流用又は予備費の充当は適当ではないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする」ということとございます。

○安斎委員

それを受けて、今回の措置はどう感じていらっしゃるか、伺わせていただきますか。

○（財政）財政課長

この通知は、先ほども説明がありましたが、交際費の増額について、予算措置についての指導通知ということでございますが、今回のこの流用につきましてですが、この交際費の増につきましては、本市としてましても補正による予算措置が原則であるというふうに考えて認識しているところでございますけれども、今回の流用については、補正に間に合わなかったという事由等のほかに、使途について公開しているということも考慮して流用を認めたものでございます。

○安斎委員

では、その使途について伺いますけれども、なぜこんなにふえたのでしょうか。

○（総務）秘書課長

使途という部分で、ふえた理由でございますけれども、まず会費分、交際費の中での会費分、いわゆる総会や懇親会、新年会、例会、敬老会等、こういった会費が昨年に比べて出席回数が増えまして、回数で申し上げますと、平成 27 年度 43 回、28 年度は、2 月末時点で 65 回となっており、22 回ほどふえて、多くなっておるのが現状でございます。

○安斎委員

それは何で回数がふえたのかというのを伺えますか。

○（総務）秘書課長

回数の増ということでございますけれども、先ほど申し上げました総会、懇親会、新年会等、こういった御案内状は、全て市長に見ていただき、遠隔地での開催や政治的色彩の濃い、そういった御案内状を除いて、基本的には可能な限り出席する方向で市長とはスケジュールの調整をしております。そういった理由により、出席回数がふえ

ているということになってございます。

○安斎委員

過去、中松前市長のときは流用もなく、予算内でやっていたのですけれども、その違いは何でしょうか。

○（総務）秘書課長

今、前市長時代との違いという形での御質問に答弁をさせていただきます。

平成23年度以降、予算が75万円というふうな予算で、決算額申し上げますと、おおむねでございますけれども、74万円等で推移をしております。その中で、昨年も結果的に74万円という形で推移をしております、明確な違いというのは分析し切れてはおりませんが、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、増額分が会費、総会等の会費という形で、その出席回数がふえているという形が増額、それから理由、違いという形になるかどうかはわかりませんが、総会等々の出席回数がふえているという形になっております。

○安斎委員

市長に伺いますけれども、何で基本的に出席する方向で、予算を超えてまで出席されるのか、お聞かせください。

○市長

私としては、基本的には分け隔てなく、御案内いただいた場合においては、やはり激励であったりとか、またはその場に御参加の市民の皆様の声を聞く、そのような市民の皆様と直接出向いたりとかする大きな、重要な機会である、市長の職務の重要な部分であるというふうに思っておりますので、それが結果、そのような形になったのではないかなと思われま。

○安斎委員

それであつたら、おたるWAKI・あい・あいトークを開催したのではないですか。それと何が違うのですか。会費を使ってまで行くことなのですか。何か自分の選挙対策のために市長交際費使ったただ回っているだけではないですか。

（「今まで全てを否定するということですか、市長がやられたことを。前任者も含めて」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

おたるWAKI・あい・あいトークで市民の方と語り合うということであろうかと、先ほど、委員の質問にあったかと思ひます。

今、その中で、再度繰り返しにはなってしまうかも知れないのですけれども、我々秘書課に、総会であつたり懇親会であつたりとか、新年会であつたりとかいう形の御案内が届きます。その中で、今、市長交際費を使って、例えばこちらから出向くというよりは、御案内状をいただいております。その中で、今、先ほど市長からの答弁もございましたけれども、スケジュールの可能な限り、激励を兼ねた形で出席するという意向の中で、当然、それは会費という部分で、飲食伴うものを会費ということで明記してあるものに関しましては、会費を交際費の中で支払うという形でやっております。

○安斎委員

私は、全否定しているわけではなくて、予算の中だけでやれるのではないかということです。なぜ流用までして、補正予算かけないでまで行く必要があるのかというところなのです。私たちにわからないように流用して回っていること自体が私はおかしいと思っているのですけれども、秘書課長いかがですか。

○（総務）秘書課長

昭和40年の自治省通知にあるように、ベストな方法は補正であつたかというふうに私も認識をしております。その中で、支出がかさむ部分が年末、それから特に1月という部分が支出がかさむ部分がありましたので、そういった意味で流用という形で求めさせていただいたということでございます。

○総務部長

道内の主要都市の実際の市長の交際費の支出状況も調べてはありますけれども、決して小樽市長が突出して大きいというわけではなくて……

（「そういう話をしていないでしょう」と呼ぶ者あり）

むしろ少ないぐらいの金額ですけれども。

（「そんな大きいとか言ってないでしょう。予算流用のことの話をしているのではないですか」と呼ぶ者あり）

それで、予算についてですけれども、予算というのは、ある程度一定の見込みを立てて、それで年度当初に立てて、それで予算をつけているわけですが、その予算が多いのか少ないのかというのは、実際、年度によっていろいろな会合が多かったり少なかったりということで、それによって予算オーバーしたり、その範囲内であったりということがあるわけですから、その予算が、当初決めたものが高かったのか低かったのかという問題があるかと思うますので、必ずしもそれによって予算を超えてまでどうこうという話に必ずしもならないのではないかなというふうに考えてございます。

（「何言ってるか全然わからないです」と呼ぶ者あり）

○市長

先ほど、私、答弁させていただいたように、そのようなさまざまな会に御案内、または来賓として求められたときに、そのような場所に出席するというのは、市長としての重要な仕事の一つであるというふうに認識をしているところでございます。その中で、今まで組んでいた予算、前任者のときから変わらない形でずっと組んでいたところでございますけれども、その行動が今まで以上に、私自身が積極的に市民の皆様とそういうかかわりを持つということも含めて、取り組んだ結果であるというふうに思っているところでございます。ですので、今、総務部長からもお話がありましたように、その行動する実際の決算に基づいて、今後、そのことも含めながら考えて予算を組まなければならないのかなというふうに思っておりますが、今年度においては、その行動が予算を組んでいた以上に取り組んできた経過が、このようにあらわれたのではないかなというふうに思っているところでございます。

○安斎委員

今回、こういうふうにやっていますけれども、流用という形がいいのかどうかは、今後しっかり検討する必要があると思いますし、財政部にも飛び火してしまいますけれども、財務会計規則の中で、そういった流用の部分のことも含めて、盛り込むような形にはできないのかなというふうに思うのですけれども、これについていかがでしょうか。

○（財政）財政課長

やはり指導とはいえ、通知がありますので、他都市の事例等も参考にしながら、交際費の部分について研究してまいりたいと思います。

○安斎委員

それと、最後に言わせていただきますけれども、行動が多かったとかなんとかと言っていますが、では市の会計はもったいないから自腹で切るような、それぐらいの懐であってほしいなと、随分けちくさいなというふうに思っていますので、これは一言言わせていただきます。

◎新・市民プールについて

先ほど、プールのことを、飛んでしまったので、もう一回戻って質問させてもらいますけれども、では市長は何を考えて、どういうのを建設したいのかというところがないので、現状、こうやって予算をつくったということで、市長はどういう考えで今いるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○市長

これにおいては、今年度の調査に基づいてある程度明確にはなってくるだろうというふうには思っておりますが、しかしながら複合化ということをやはり念頭に置きながら取り組んでいかなければならない、それも含めた、今回、調査費だというふうに認識をしていただければと思います。

○安斎委員

いやいや、市長が何をしたいか、どういうビジョンなのかというのを聞いているのです。調査がどうのこうのではないです。それによって調査に行くところが決まってくるのですから。市長は、どういうのが建てたいのだというのではないのですか。

○市長

ですから、複合化ということを念頭に置いたときに、現状で、北海道において複合施設というのは、先ほど担当職員から話があったように、プールと体育館、大体このあたりが現状における複合化、北海道内においてはですけども。ですから、現状において、この後、公共施設総合管理計画等もつくりましたが、その中で複合化という枠組みが、体育館とかだけではなくて、ほかの施設等も含めて考えていかなければならない、そのようなイメージも含めて、道内だけでは実際の事例等が少ないということもあって、関東周辺も含めて調査をしていくということなので、そのようなほかの行政における機関のも含めた複合化も一つの念頭に入っているというところでございます。

○安斎委員

まずは、小樽公園周辺で、体育館とプールの一体化でできないかというイメージがあるということで確認させていただいてよろしいですか。

○市長

その点も一つの可能性だというふうに思っているところでございます。

○安斎委員

そうしたら、もう一つの可能性があるということですか、その一つということは。ほかにも何か案があるということですか。

○市長

ですから、ほかの公共の施設等も含めて、その中においての複合化の可能性として探ることが今回の調査の目的でございます。

○安斎委員

◎自治基本条例について

次に、自治基本条例について伺わせていただきます。

この間、3年ぐらいたっていますけれども、5年ずつに更新していくということで話がありますが、市長はブラッシュアップ、ブラッシュアップと言っていますけれども、私としては5年サイクルで見直していくという過程の中で、今、現状どうなって、どういうふうに今後進めていくかというのを伺わせていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

委員のおっしゃられたとおり、丸3年をこれから迎えようとしております。

今後、現在の状況としましては、条例施行によってどのような効果が出たのかというのを、全体的な把握までには至っていないのですが、昨年行いましたまちづくりのエントリー制度、こういった中で登録された方からの声というのでしょうか、アンケートを行った際には積極的に市政にかかわりたいというようなお話をいただいております。ですから、こういった部分で、条例が施行されたことによって意識づけというのでしょうか、そういったものが、少しずつですけれども、深まりつつあるのかなというふうには認識しております。

今後ですけれども、5年を超えないということは、平成30年度いっぱいがリミットになるかなと思いますが、今

考えている予定としましては、まず29年度に一度、全体的な検証、これは庁内がメーンになるかと思いますが、庁内での全体検証を行いまして、可能であれば、その翌年に条例の素案づくりということで、いろいろな方、市民の方に入っていただきましたので、そういった方々中心に、携わっていただいた方に入っていて市民会議的なもの、こういったものができるのであれば、それを視野に入れて見直しの検討に入ってまいりたいというふうに考えております。

○安斎委員

◎総合戦略改訂について

次に、報告にあった総合戦略改訂のポイントについて質問します。

今回、改正のところで、地域の部分を入れられたということで、私は評価をさせていただいています。これはやはり明確になっていいなと思っているのですけれども、幾つか疑問に思うことがあるので、ポイントをお聞かせいただきたいと思います。

まず、北西部地区の部分ですけれども、宿泊体験の場を提供し、スポーツ合宿や小中学校の教育旅行の誘致に努めるということですが、こういう書き方をするとすることは、ある程度何かしら進んでいるのかなと思うのですが、お答えできますか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま、委員から御指摘ございました北西部地区の宿泊施設というようにございますけれども、イメージとしましては、旧祝津小学校を念頭に検討しているところではあるのですが、ただ現状でなかなか具体的にこうということまでは書き込めなかったというところでございます。

○安斎委員

次、東南部地区の、札幌市とのアクセス向上に努めるということですが、これはどういうふうに努めるのですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

東南部地区、銭函地区でございますけれども、やはり人口減少対策というようなことで考えますと、札幌市と隣接している地区でございますので、非常に重要という位置づけであります。

交通アクセスにつきましては、銭函地区の地域公共交通を見直すというか、そういうようなこともございますものですから、加えさせていただいたというようにところでございます。

○安斎委員

見直すというのは、市が見直すということですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

市が見直すというか、銭函地区の地域公共交通会議を立ち上げて検討するというような動きがございますので、そこを踏まえて記載をさせていただいたというところでございます。

○安斎委員

改正案については、大枠は賛成するし、いいことだと思っているのですけれども、いかんせん、自分たちが主導的にやるというような書き方なものですから、これ書き方もう少し変更した方がいいのではないかと、それかまた補足するような形にならないかなと思っているのですけれども、今後、この後どういうふうに具体化の計画がつけられていくのですか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

委員から御指摘ございましたとおり、なかなか私ども行政というふうになりますと、自分たち目線で書いてしまうというか、ただ一方で、地方創生の文脈で申し上げますと、官民協働ということで、民の力をかりながらやっていくということも含めて記載していくべきなのではないのかなというふうに考えているところでございます。

総合戦略の見直しにつきましては、先ほどの御説明にもございましたとおり、人口対策会議を常設して、毎年ローリングをかけていくというような形でやっておりますので、その中で委員の今御指摘あったような内容も含めた、幅広い書きぶりに、民の活動も含めた幅広い活動を記載できないかということは、あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

安斎哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時50分

再開 午後 6 時12分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、本委員会に付託されました議案第22号、議案第23号、議案第27号については反対の立場で、議案第57号については賛成の立場で、討論をいたします。詳細については、本会議上で述べます。

議案第22号、議案第23号、マイナンバー制度については、情報漏えいの危険性や市民のメリットよりもデメリットが大きいことなどから、一貫して反対しております。

議案第27号、人事評価制度ですが、地方公務員の仕事に成果主義はなじまないことから反対です。

議案第57号小樽市非核港湾条例案です。

平和な商業貿易港である小樽港に米艦船の定着はふさわしくありません。核兵器廃絶平和都市宣言を踏みにじる寄港は認めるべきではありません。したがって、条例制定が求められます。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第57号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第27号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末をもって退職される説明員の方々がおられます。御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。

(説明員挨拶)

○委員長

3月31日をもって退職なされる皆様方におかれましては、長年にわたる市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意をあらわすとともに、委員を代表いたしまして感謝申し上げます。

これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心より御祈念申し上げる次第でございます。大変御苦労さまでした。

本日はこれをもって散会いたします。